# [ 事務事業の細目の調整状況 (企画部会関係)]

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
市章、市旗	稲沢の「い」を図案化したもの。	祖父江町の「そ」の字を図案化したもの。	平和町の「平」の頭文字と「和」の意味の円形を組み合わせたもの。		新市の市章・市旗は、現行の稲沢市の市章・市旗のとおりとする。	市長公室秘書広報課
名誉市民制度	稲沢市名誉市民 荻須高徳氏(昭和 55.10.1)	祖父江町名誉町民 吉川市郎右工門氏(昭和53.7.13) 児島光一氏(平成元.1.25)	平和町名誉町民 山田正重氏(昭和 53.4.5) 堀田秋光氏(平成 6.11.4)	現行の制度を廃止し、合併後、 新市において名誉市民制度を制 定する。 なお、現名誉市町民は、新市に 継承する。	市民条例を廃止予定。	市長公室秘書広報課
表彰制度	市政功労者特別表彰市政功労者表彰公益功労表彰	町政功労者特別表彰	町政功労表彰 公益功労表彰 永年勤続表彰 特別表彰	現行の制度を廃止し、合併後、 新市において表彰制度を制定する。 なお、現各市町の表彰者は、新市に継承する。	条例を廃止予定。	市長公室秘書広報課
市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言	稲沢市民憲章 市の木 マツ 市の花 ベニサザンカ 市の歌 稲沢の都 稲沢よいとこ 稲沢市非核・平和都市宣言 稲沢市交通安全都市宣言 稲沢市ゆとり創造都市宣言 明るい青少年の都市宣言	町の花 きく	平和町民憲章 町の木 松 町の花 菊 非核・へいわ都市宣言	現行の制度を廃止し、合併後、 新市において市民憲章、市の花・ 木等、市の歌、各種宣言を制定す る。	合併の前日をもって市民憲章、 市の花・木等、市の歌、各種宣言 を廃止予定。	市長公室秘書広報課
広報紙の編集発行	(毎月1日・15日) 規格 A4判・再生紙 編集方法 DTP編集	発行部数 6,850 部 発行回数 月 2 回 (毎月 5 日・20 日) 規格 A 4 判・再生紙	名称 広報へいわ 発行部数 4,200部 発行回数 月1回 (毎月1日) 規格 A4判・再生紙 編集方法 文字テキスト、レイア ウト用紙による編集 配布方法 行政区を通じて各戸配 布(事業所等は郵送)		名称 広報いなざわ 発行部数 48,000部 発行回数 月2回 (毎月1日・15日) 規格 A4判・再生紙 編集方法 DTP編集 配布方法 行政区を通じて各戸配 布(事業所等は郵送)	市長公室秘書広報課

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
CATV	稲沢シーエーティーヴィ株式会社のサービスエリア 市政広報番組 平成12年5月1日放映開始。 タイトル 「稲沢ふれあい通信」 放送時間 10分、1日5回放映 放送内容 時事特集7分	-	西尾張シーエーティーヴィ株式会 社のサービスエリア	域への情報提供に向けて、合併後	稲沢市の事業を継続し、新市全域への情報提供に向けて、合併後新市において検討する。	
	お知らせ(文字等と ナレーション)3分					
広報板の設置	広報板を設置し、維持・管理。 規格 主体…鋼管造 枠および掲示板…木造 大きさ…高さ2.2m×幅1.86m 設置基準 原則として1行政区に	-	広報板を設置し、維持・管理。 規格 主体…鋼管造 掲示板…木造 大きさ…高さ1.8m×幅1.3m 設置基準 原則として1行政区に	合併後、当面は稲沢市の事業を継続し、その後については廃止する。 こ		市長公室秘書広報課
	1 基		1基			
地域審議会委員 ・報酬	-	-	-		新市に設置する祖父江町地域審議会委員の報酬については、稲沢市報酬額及び費用弁償に関する条例における「その他特別職の職員で非常勤のもの」の報酬額を適用する。	市長公室企画課
					平成 16 年度現在 9,300 円/回	
コミュニティ施策		父江町のコミュニティ活動に関 <sup>-</sup> る補助金    助額 世帯数×400 円	-	継続する。合併後、一定期間を目標にコミュニティ支援のあり方を検討する。	稲沢市地区まちづくり推進団体育成助成金 (まちづくり推進協議会が組織されれば祖父江町域、平和町域についても活用可能な制度として整備) 補助額 均等割 35万円 世帯割 1世帯80円	祖父江支所総務課 平和支所総務課
					稲沢市コミュニティ推進団体育成助成金 (祖父江支所地区に対象を限定) 補助額 世帯数×400円	

## [ 事務事業の細目の調整状況 (総務部会関係)]

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
税証明交付手数料	200 円/枚	整理図コピー(A3) 200円/枚 登録事項証明(土地) 200円/枚(5筆、5棟まで1枚。 以下1枚増すごとに200円を加える。)			地籍図コピー(A3) 200円/枚 登録事項証明(土地) 200円/枚(1筆に1枚)	
法人住民税 税率	法人税割 ・資本金額等 1 億円超又は法人税額 800 万円超13.7% ・上記以外12.3%	法人税割 ・標準税率12.3%	法人税割 ·標準税率12.3%	法人税割の税率については、平成 17年度から稲沢市の制度に統一す る。		
都市計画税	税率 100分の0.3	税率 100分の 0.2	制度なし	税率については、平成 17 年度に、 現稲沢市域の税率を 0.3%、現祖父 江町域の税率を 0.2%、現平和町域 の税率を 0.1%とし、平成 18 年度 に、現稲沢市域の税率を 0.3%、現 祖父江町域及び現平和町域の税率 を 0.2%とする不均一課税を実施 し、平成 19 年度に、税率 0.3%を 新市に適用する。	ただし、平成 18 年度までは不均一課税(下表のとおり) 年度 H17 H18 稲沢市域 0.3% 0.3% 祖父江町域 0.2% 0.2%	
市街化区域内農地の課税	宅地並評価・宅地並課税 (3大都市圏の特定市であるため 特定市街化区域農地扱い) 生産緑地は一般農地扱い	宅地並評価・農地に準じた課税 (一般市街化区域農地の扱い)	宅地並評価・農地に準じた課税 (一般市街化区域農地の扱い)		祖父江町及び平和町においては 以下のとおり。 ・平成 18 年度から平成 22 年度まで の 5 年度間は、合併特例法の規定 により農地に準じた課税。 ・平成 23 年度以降は、宅地並課税 (平成 23 年度から平成 26 年度ま での 4 年度間は軽減措置あり)。 生産緑地指定を受ければ、一般 農地として課税。	
申告受付期間	期間中毎日(土日除く) 午前8時30分~午前11時00分 午後1時00分~午後4時00分	受付時間 期間中毎日(土日除く) 午前8時30分~正午 午後1時00分~午後5時00分 受付会場 町役場1・2会議室(1か所) 出張受付なし	受付時間 期間中毎日(土日除く) 午前8時30分~午前11時00分 午後1時00分~午後5時15分 受付会場 町役場大会議室(1か所) 出張受付なし	稲沢市の制度に統一する。 なお、現行の受付会場を存続する。 受付会場は、現稲沢市域、現祖 父江町域及び現平和町域に1か 所ずつ置く。	期間中毎日(土日除く) 午前8時30分~午前11時00分 午後1時00分~午後4時00分	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
区長制度 ・区長 ・手当等 ・文書配達	区長(205区) ・任期 4月1日から1年間 ・職務内容 区民の意見の取りまとめに関すること、土木事業促進に関すること、市行政の連絡事務に関すること、など	区長(71区) ・任期 4月1日から1年間 ・職務内容 区民の意見に取りまとめに関すること、土木事業協力に関すること 衛生に関すること、住民登録に関すること、災害救助に関すること、災害救助に関すること、町政運営連絡事務に関するこ	後期:10月1日から半年間・職務内容 ・職務内容 区民の意見の取りまとめに関すること、町行政の連絡事務に関すること、全世帯配布事務に関することなど	区長の職務については、以下のと おりとする。 1 区民の意見の取りまとめに	・任期 1年 (補欠:前任者の残任期間) ・報償費(次の の合計) 平等割 ~100世帯… 51,200円/区 101~200世帯… 61,200円/区 201~300世帯… 71,200円/区	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	・報償費 平等割 51,200円/区 世帯割 390円/世帯 ・文書配布手数料 配布物 1部 11円 ポスター 1枚 22円 調査取りまとめ 1世帯 22円		・区長報酬 1戸あたり 年額 1,800円 公達員 ・行政区に公達員は設置していな	こと 4 広報等文書の配布に関すること 5 その他市長が必要と認めること また、区長の報償費及び配布手数料については、合併時に統一する。なお、区長制度については、地域住民の自主的な組織の活用も視野に入れ、合併後に見直しを図ること	構成世帯額 420円/世帯 文書等配布額 380円/世帯(種別・部数不問) ・文書配達 月2回(広報配布日に合わせる) 公達員 制度なし	
	<ul><li>・職務内容 広報等の配布に関することなど</li><li>・報償費 3,400円/区</li><li>・文書配布手数料 9円/件</li></ul>	ι 1 <sub>°</sub>	l I.			
巡回バス等	試行事業(ふれ愛タクシー)	祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業(祖父江町巡回バス) ・運行日月~土曜日(日曜日・祝日・年末年始は運休) ・利用料金無料 ・路線6路線(朝夕コース、地域と公共施設巡回コース)		稲沢市が実施している稲沢市コミュニティ・タクシー運行試行事業(ふれ愛タクシー)については、平成17年度から廃止する。祖父江町が実施している祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業については、合併後3年間を目途に、現祖父江町域においてのみ継続する。ただし、利用料金を100円とし、「地域と公共施設巡回コース」は廃止する。	・運行日月~土曜日(日曜日・ 祝日・年末年始は運休) ・利用料金1人1乗車100円 未就学児童は無料 ・路線2路線(朝夕コース)	祖父江町地域のみ運行
防犯灯の設置補助金及び			設置主体	防犯灯設置等に係る補助制度に	設置主体	
持管理	<ul><li>・各行政区</li><li>・費用は稲沢市防犯協会が全額補助</li><li>修繕等維持管理</li><li>・全額各地区負担</li></ul>		・各行政区 ・費用は町が上限32千円で補助 修繕等維持管理 ・全額各行政区負担	ついては、合併時に稲沢市の制度に統一する。	・各行政区 ・費用は稲沢市が補助 修繕等維持管理 ・全額各地区負担	
	電気料金 ・全額各地区負担	電気料金 ・全額町負担 一部行政区設置分があり、そ の維持管理及び電気料金は全 額地区負担。	電気料金 ・全額各地区負担 ・一部町設置分があり、その維持管理及び電気料金は全額町 負担。		電気料金 ・全額各地区負担	
交通災害共済事業	市の直営による。	尾張市町交通災害共済組合に加入。	尾張市町交通災害共済組合に加入。	交通災害共済事業については、合併時をもって加入申込みの受付けを停止する。  祖父江町及び平和町は、合併の前日をもって尾張市町交通災害共済組合を脱退する。	尾張市町交通災害共済組合脱 退後2年間(平成18年度末まで	
町名・字名	現 行 稲沢市稲府町1番地 合併後 変更なし	中島郡 <u>祖父江町大字上牧字下川</u> 田_454番地	138 番地	2 祖父江町における字の名称に ついては、従前の大字名の前に 「祖父江町」を冠するとともに、	(現 行)稲沢市 町 (合併後)変更なし ・祖父江町	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
			現 行 中島郡 <u>平和町大字前浪字上前浪</u> 番地 合併後 稲沢市 <u>平和町上前浪</u> 番地	3 平和町における字の名称については、従前の大字名の前に「平和町」を冠するとともに、「大字」「字」を削除する。 ただし、大字前浪、大字新開及び大字六輪については、従前の大字名を削除する。 なお、字の区域については、現行のとおりとする。	・平和町 (現 行)平和町大字 字 (合併後) : 稲沢市平和町	
					及び大字六輪についてのみ。	
消防施設補助 ・街頭消火器の維持管理等	対象 ・設置     小型動力ポンプ(B2級、B3級、D1級)基準額の1/3以内ABC粉末消火器8,800円(基準額)の1/3以内倉庫(5㎡以上)の新築・改築費用の1/3以内(上限新築30万円、改築10万円)	1/3以内(上限30万円)	対象 ・設置  小型動力ポンプ購入価格の 1/2 以内 防火水槽費用の 2/3 以内 消火栓(40 mm以上)費用の 1/2 以内	祖父江町及び平和町所有の街	・設置 小型動力ポンプ(B2級、B3級、 D1級)基準額の1/3以内 ABC粉末消火器8,800円	
	・維持管理補助制度なし	・維持管理 小型動力ポンプ(検定済) 8,000円 小型動力ポンプ(未検定) 3,000円 腕用ポンプ3,000円 貯水池3,000円	・維持管理補助制度なし		・維持管理 補助制度なし	
自主防災組織への補助金	自主防災訓練補助金 ・訓練主催団体に限る ・100円/世帯(年1回)	祖父J町自主防災会連絡協議会補助金 ・自主防災会の連絡組織である協議 会に対して補助 ・800千円	制度なし	自主防災組織については、現行の まま新市に引き継ぎ、自主防災組織 への補助については、稲沢市の例に より調整する。	・訓練主催団体に限る	
選挙事務(投票所等)	投票所等 ・25投票区 ・開票所 1か所 ・期日前投票所 1か所 ・不在者投票所 1か所 ・ポスター掲示場 180か所 ・個人演説会公営施設 50か所	投票所等 ・9投票区 ・開票所 1か所 ・期日前投票所 1か所 ・不在者投票所 1か所 ・ポスター掲示場 62か所 ・個人演説会公営施設 7か所	投票所等 ・6投票区 ・開票所 1か所 ・期日前投票所 1か所 ・不在者投票所 1か所 ・ポスター掲示場 42か所 ・個人演説会公営施設 4か所	選挙事務のうち、投票所等については、当面現行のとおりとする。その他については、新市において調整する。 開票所については、原則として、稲沢市内に置くこととする。	・40投票区	期日前投票所 稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
	選挙公報 発行あり	選挙公報 発行なし	選挙公報 発行なし		選挙公報 発行あり	
	選挙公営 あり		選挙公営をし		選挙公営のあり	0C + 18 CC
愛知県証紙の販売	会計課で販売	収入役室で販売	会計課で販売		稲沢市会計課で販売 祖父江支所及び平和支所では、 愛知県証紙を販売しない。	販売場所 稲沢市役所会計課

# [ 事務事業の細目の調整状況 (厚生部会関係)]

 行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
届出、証明書 ・各届出、登録の受付 及び各証明書交付	・市民課で各届出・登録の受付 及び各証明書交付 ・市民センターで各届出の受付 及び各証明書交付	・町民課窓口で各届出・登録の受付及び各証明書交付	・町民課窓口で各届出・登録の 受付及び各証明書交付	行っている住民登録、戸籍届や 印鑑登録等にかかる窓口業務に ついては、引き続き、支所にお いて取り扱うこととする。	市民センターで各届出の受付及	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・各種手数料	・住民票の写し 300円/通 ・除住民票の写し 500円/通 ・戸籍の附票の写し 300円/通 ・戸籍の除附票の写し 500円/通 ・外国人登録原票記載事項 証明 500円/通 ・外国人登録原票の写し 300円/通 ・外国人登録原票の写し 300円/通 ・住民基本台帳のリスト閲覧 200円/枚	<ul> <li>・住民票の写し 200円/通 (除住民票の写しを含む)</li> <li>・戸籍の附票の写し 200円/通 (戸籍の除附票の写しを含む)</li> <li>・外国人登録原票記載事項証明書 200円/通 (外国人閉鎖登録原票記載事項証明を含む)</li> <li>・外国人登録原票の写し 200円/通</li> <li>・住民基本台帳のリスト閲覧 200円/件</li> </ul>	<ul> <li>・住民票の写し 200円/通 (除住民票の写しを含む)</li> <li>・戸籍の附票の写し 200円/通 (戸籍の除附票の写しを含む)</li> <li>・外国人登録原票記載事項証明書 200円/通 (外国人閉鎖登録原票記載事項証明を含む)</li> <li>・外国人登録原票の写し 200円/通</li> <li>・住民基本台帳のリスト閲覧 200円/件</li> </ul>	手数料については、適正かつ 応分の負担となるよう。 ・住民票の写し 1通 300円 ・住民票の写し 1通 300円 ・住民票の写し 1通 300円 ・戸籍の附票の写し 1通 300円 ・除籍の除附票の写し 1通 300円 ・除籍の除料票の写し 1人 200円 ・外国人登録原票の写し 1通 300円 ・外国人登録原票の写し 1通 300円 ・外国人間が開票の写し 1通 300円 ・外国人間が開票の写し 1 の写し 1 の写り 1 の写り 1 の写り 1 の写り 1 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	<ul> <li>・住民票の写し 300円/通 (除住民票の写しを含む)</li> <li>・戸籍の附票の写し 300円/通 (戸籍の除附票の写しを含む)</li> <li>・外国人登録原票記載事項証明書 300円/通 (外国人閉鎖登録原票記載事項証明を含む)</li> <li>・外国人登録原票の写し 300円/通</li> <li>・住民基本台帳のリスト閲覧 200円/件</li> </ul>	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・時間外(夜間)窓口受付	・戸籍届出書と関連住民異動届の受付 ・住民票、印鑑証明、戸籍附票の写しを交付 (交付場所及び時間) 本 庁 平日:PM5:15~PM9 土日祝祭日はAM10~PM9 図書館 土日の開館日のみ AM10~PM4:30	・戸籍届出書のみ受理(婚姻届出と同時の転入届は受領) ・住民票のみ交付 (交付場所及び時間) 役場 閉庁日及び平日の時間外 総合センター AM9~PM9 中央図書館 AM10~PM7 (休日のみ) 青少年ホーム AM9~PM9 * 役場以外は、閉館日は交付 しない。	・戸籍届出書のみ受理 ・住民票のみ交付  (交付場所及び時間) 役場 平日:PM5:15~PM9 *土、日、祝日は交付しない。	・印鑑豆録 1枚 200円 人員の配置、交付日、交付対象 は稲沢市方式とする。2町の交付 場所は支所のみとし、本庁と同 じ交付日とする。 なお、稲沢市立図書館での交付は 現行のとおりとする。	・人員の配置、交付日、交付対象は稲沢市方式とする。2町の交付場所は支所のみとし、本庁と同じ交付日とする。なお、稲沢の書館での交付は現行のとおりとする。・住民票、印鑑証明及び戸籍の附票の交付は、平日の午前8時30分から午後5時までに予約があった場合、平日は午後5時15分から午後9時まで、土日祝祭日は午前10から午後9時まで	稲沢市立稲沢図書

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町		協定項目内容	合併後	受付場所等
健康 •健康手帳交付	・満 40 歳以上の一般住民 保健事業実施時に交付 交付場所・・・保健センター	・~74 歳 保健事業実施時に交付 交付場所・・・保健センター	・~74 歳 保健事業実施時に交付 交付場所・・・平和らくらくプ ラザ	中島郡祖父江町及び中島郡平和町の方式に統一する。	・~74歳 保健事業実施時に交付 交付場所・・・保健センター(セ ンター祖父江支所含む)及び平	•
	・75 歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所・・・保険年金課	・75 歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所・・・町民課	・75 歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所・・・町民課		和らくらくプラザ ・75 歳以上 医療受給者証と同時に交付 交付場所・・・国保年金課、支所 (市民福祉課)	平和らくらくプラザ
・基本健康診査	・医療機関 対象者…40歳以上の市民 実施期間…5~7月 場所…指定医療機関 ・節目検診(B・C型肝炎) 対象者…節目年齢 要指導者等	・医療機関 対象者…35歳以上の一般住民 実施期間…5~8月 場所…指定医療機関 B・C型肝炎 対象者…医療機関健診受診者 全員・検査未実施者 ・集団	・医療機関 対象者…40歳以上の一般住民 実施期間…5~7月 場所…指定医療機関 ・節目検診(B・C型肝炎) 対象者…節目年齢 要指導者等 ・集団	稲沢市の制度に統一する。	・医療機関 40歳以上対象 市内指定医療機関で実施 実施期間 5~7月 ・節目検診(B・C型肝炎) 対象者…節目年齢 要指導者等 ・集団	市内医療機関
	対象者…15~39歳の市民 実施回数…年8回 場所…保健センター、公民館	対象者…一般住民 実施回数…年 5 回(夜間、休 日有り) 場所…保健センター 実施期間…5~8月	対象者…16 歳以上の一般住民 実施回数…年 4 回 場所…平和らくらくプラザ		15歳~39歳対象 保健センター(センター祖父 江支所を含む)、平和らくらく プラザ、公民館で実施	(センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ
・人間ドック	・40 歳健診 対象者…満 40 歳の市民 実施回数…年 6 回 場所…保健センター 内容…基本健康診査 B・C肝炎 胃がん・大腸がん ・肺がん検診 骨粗鬆検診(女性のみ) 歯科健診	制度なし	・ミニドッグ 対象者…40・45・50 歳の町民 実施回数…年 2 回 場所…平和らくらくプラザ 内容…基本健康診査 B・C肝炎 胃がん・大腸がん ・肺がん検診 骨粗鬆検診 歯科健診(希望者)		・40歳健診 対象者…満40歳の市民 実施回数…年8回 場所…保健センター 内容…基本健康診査 B・C肝炎 胃がん・大腸がん ・肺がん検診 骨粗鬆検診(女性のみ) 歯科健診	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ
・胃がん検診	• 医療機関 対象者…40歳以上 費用… 1,000円 実施期間…8~10月 •集団 対象者…40歳以上 費用… 500円 実施回数…年12回	・医療機関 対象者…40歳以上 費用… 1,000円 実施期間…8~10月 ・集団 対象者…40歳以上 費用… 500円 実施回数…年13回	・医療機関 対象者…40歳以上 費用… 1,000円 実施期間…8~10月 ・集団 対象者…40歳以上 費用… 500円 実施回数…年4回	合併時に再編する。 負担金については稲沢市の制度 に統一し、乳がんについては平 和町に合わせる。	・医療機関 対象者…40歳以上 費用… 1,000円 実施期間…8~10月 場所…市内指定医療機関 ・集団 対象者…40歳以上 費用… 500円 実施回数…年17回 (保健センター12回、センタ ー祖父江支所3回、平和らくら くプラザ2回)	市内指定医療機関 保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・大腸がん検診	・医療機関 対象者…40歳以上の市民 実施期間…5~7月 場所…指定医療機関 費用… 500円 ・集団 (40歳健診の一項目)	・医療機関 対象者…40歳以上の町民 実施期間…5~10月 場所…指定医療機関 費用… 無料	・医療機関 対象者…40歳以上の町民で胃がん検診受診者 実施期間…8~10月 場所…指定医療機関 費用… 300円 ・集団 ミニドックの一項目 40歳以上の町民		・医療機関 対象者…40歳以上の市民 実施期間…5~7月 場所…市内指定医療機関 費用… 500円 ・集団 (40歳健診の一項目)	市内指定医療機関 保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ
・肺がん検診	・医療機関 対象者…40歳以上の市民 実施期間…5~7月 場所…指定医療機関 費用…X-P+喀痰 500円 X-Pのみ 無料	・医療機関 対象者…35歳以上の市民 実施期間…5~8月 場所…指定医療機関 費用…X-P+喀痰 700円 X-Pのみ 無料	・集団 ミニドックの1項目 40歳以上の町民対象 実施期間 4日 実施場所 らくプラ 費用 X-P+喀痰 400円 X-Pのみ 無料		・医療機関 対象者…40歳以上の市民 実施期間…5~7月 場所…指定医療機関 費用…X-P+喀痰 500円 X-Pのみ 無料	市内指定医療機関 保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ
・子宮がん検診	・医療機関 対象者…30歳以上の市民 実施期間…5~7月 場所…指定医療機関 費用…1,000円	・医療機関 対象者…30歳以上の町民 実施期間…5~12月 場所…指定医療機関 費用…1,000円 ・集団 対象者…30歳以上の町民 実施回数…8回 場所…保健センター 費用…500円	・医療機関 対象者…30歳以上の市民 実施期間…5~7月 場所…指定医療機関 費用…1,000円		・医療機関 対象者…20歳以上の市民 実施期間…5~7月 場所…指定医療機関 費用…1,000円	市内指定医療機関 保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ
・乳がん検診	・集団 対象者…30歳以上 費用… 1,700円 実施回数…年12回 方法…超音波 30~49歳 マンモグラフィー 50歳以 上	・集団 対象者…30歳以上 費用… 100円 実施回数…年13回 方法…超音波・マンモグラフ ィーから希望選択する	・集団 対象者…30歳以上 費用…1,000円 実施回数…年4回 方法…マンモグラフィー		・集団 対象者…40歳以上 費用… 1,000円 実施回数…年18回 方法…マンモグラフィー 場所…保健センター(祖父江 支所を含む)平和ら くらくプラザ、公民 館で実施	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ
• 骨粗鬆症検診	・集団 対象者…40歳、50歳健康診 …15歳以上の一般住民 費用… 500円 回数…40・50歳 6回 15歳以上 1回	・集団 対象者…乳がん健診受診者、 一般町民 費用…無料 回数…乳がん健診受診者 年14回 一般町民 年1回	・集団 対象者…ミニドック受診者 …30歳以上の一般住民 費用… 500円 回数…ミニドック 2回 30歳以上 2回	合併時に再編する。 (負担金については500円に統 一する)	集団 対象者…40歳、50歳健康診査 …15歳以上の一般住民 費用… 500円 回数…40・50歳 8回 15歳以上 1回 場所…保健センター(祖父江 支所含む)、平和らく らくプラザ	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・歯周疾患検診	・集団 対象者 40歳 50歳他一般市民 回数 6回 12回(妊産婦成人歯 科健康診査と併設) 負担金 無料	・医療機関 対象者 35歳以上 期間 5月から8月 負担金 無料	・集団 対象者 40歳以上の町民 回数 2回 負担金 無料	当分の間の実施は集団での対応とし、合併時に再編する。	企画調整中 12月下旬の歯科医師会との調整 会議を予定	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ
・健康教育	中高年の健康教室 対象者 満 40 歳以上 回数 8 回 (2 コース 4 回 シリーズ) 呆け予防教室 対象者 概ね 65 歳以上の市 民 回数 16 回 (4 会場 4 回 シリーズ)	健康講座 対象者 町民 回数 12 回	いきいき教室 対象者:一般住民 回数:7~9回/3ケール	合併時に再編する。	中高年の健康教室 対象者 満 40 歳以上 回数 21 回 (3 コース 7 回 シリーズ) 呆け予防教室 対象者 概ね 65 歳以上の市 民 回数 36 回 (9 会場 4 回 シリーズ)	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ
・機能訓練	B型 対象者 市民 回数 年44回(2会場)	A型 対象者 町民 回数 年19回	B型 対象者 町民 回数 年16回	合併時に再編する。	保健センター 44回(2会場) 保健センター祖父江支所 19回 平和らくらくプラザ 16回	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ
・健康相談	医師健康相談 対象者 市民 回数 月2回 健康相談 対象者 市民 回数 週1回 老人健康相談(福祉課主催) 対象者 老人福祉センター利 用者 回数 年44回(7会場)	総合健康相談(医師) 対象者 町民 回数 年12回 健康相談 対象者 町民 回数 火・金曜日	食事と健康の相談 対象者 町民 回数 月1回 依頼があれば、各老人憩いの家 等にて実施	合併時に再編する。	医師健康相談 対象者 市民 回数 月2回(保健センター) 健康相談 対象者 市民 回数 週1回(保健センター、 祖父江支所) 月2回(平和らくらくプ ラザ を人健康相談(福祉課主催) 対象者 老人福祉センター利 用者 回数 年56回(8会場)	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラザ 老人福祉センター
・訪問指導	対象者 市民 期間 随時	対象者 町民 期間 随時	対象者 町民 期間 随時	稲沢市の制度に統一する。	対象者 市民 期間 随時	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ
・母子健康手帳交付	交付場所…保健センター、市民 課、各市民センター	交付場所…保健センター	交付場所…平和らくらくプラザ	現行のとおり実施する。	交付場所…保健センター(センター祖父江支所を含む、市民課、各市民センター、平和らくらくプラザ	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
						ザ
・乳幼児健康診査	<ul> <li>・4 か月児健康診査 年 24 回</li> <li>・1 歳 6 か月児健康診査 年 24 回</li> <li>・3 歳児健康診査 年 24 回</li> <li>・経過観察児健康診査(すこやか相談) 年 12 回</li> </ul>	・4 か月児健康診査 年 12 回 ・6 か月児健康診査 年 12 回 ・1 歳 6 か月児健康診査 年 12 回 ・3 歳児健康診査 年 12 回	・4 か月児健康診査 年6回 ・1歳6か月児健康診査 年6回 ・3歳児健康診査 年6回	合併時に再編する。	保健センター(センター祖父江 支所を含む)、平和らくらく プラザにて実施 ・4 か月児健康診査 1 市 2 町の現行どおり ・1 歳 6 か月児健康診査 1 市 2 町の現行どおり ・3 歳児健康診査 1 市 2 町の現行どおり ・3 歳児健康診査 1 市 2 町の現行どおり 保健センターにて実施 ・経過観察児健康診査(すこや か相談) 稲沢市の現行どおり	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ
・幼児歯科健康診査 (フッ素塗布)	・1歳3月児歯科健康診査 対象者 1歳3か月児 負担金 フッ素塗布希望者 680円 ・幼児歯科健康診査 対象者 1歳から就学前児 負担金 フッ素塗布希望者 680円	・1歳5か月児歯科健康診査及び 幼児フッ素塗布 対象者 1歳5日月児から就学 前児 負担金 フッ素塗布希望者 680円	・1歳児歯科健康診査 対象者:1歳児 負担金 フッ素希望者 720円 ・乳児フッ素塗布 対象者 1歳児から就学前児 負担金 フッ素塗布希望者 720円	稲沢市の制度に統一する。	負担金 700円 内容は、企画調整中 12月下旬の歯科医師会との調整 会議を予定	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ
・予防接種	<ul> <li>・集団接種 (保健センター、学校にて実施)</li> <li>ポリオ B C G</li> <li>学校…二種混合・日本脳炎・個別接種 (市内医療機関にて実施)</li> <li>三種混合麻疹</li> <li>風疹</li> <li>日本脳炎</li> <li>高齢者インフルエンザ</li> </ul>	<ul> <li>・集団接種 (保健センター、学校にて実施)</li> <li>ポリオ B C G 三種混合 日本脳炎学校…二種混合・日本脳炎で大個別接種 (町内医療機関にて実施)</li> <li>麻疹風疹</li> <li>高齢者インフルエンザ</li> </ul>	<ul> <li>・集団接種 (平和らくらくプラザ、学校にて実施)</li> <li>ポリオBCG</li> <li>学校…二種混合・日本脳炎・個別接種 (町内医療機関にて実施)</li> <li>三種混合麻疹風疹日本脳炎</li> <li>高齢者インフルエンザ</li> </ul>	合併時に制度を再編する。	<ul> <li>・集団接種 (保健センター、学校にて実施)</li> <li>ポリオ B C G</li> <li>学校…二種混合・日本脳炎・個別接種 (市内医療機関にて実施)</li> <li>三種混合 麻疹 風疹 日本脳炎 高齢者インフルエンザ</li> </ul>	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ 市内指定医療機関
・健康教育(母子)	・初妊婦教室 対象者 初妊婦 回数 毎週月曜日	・母子手帳交付時に個別教育実 施。	・母子手帳交付時に個別教育実 施。	合併時に再編する。	・初妊婦教室 対象者 初妊婦 回数 毎週月曜日保健センタ ーのみ実施。センター祖父江 支所平和らくらくプラザ個別 教育実施。	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ ザ

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	・ママパパ教室 対象者 妊婦及び家族 回数 月2回 ・妊婦栄養教室	・母親教室 対象者 妊婦及び家族 回数 前期3回後期3回 歯科健康診査含む	・パパママ教室 対象者 妊婦とその夫 回数 年 12 回(1 クール3回) 栄養教室含む		・ママパパ教室 対象者 妊婦及び家族 回数 月4回 2回/1ケール、3会場	
	対象者 妊娠5から7か月頃の 妊婦 回数 年6回				・妊婦栄養教室 対象者 妊娠5から7か月頃の 妊婦 回数 月1回3会場いずれか	
	・離乳食教室 対象者 5 か月頃の児を持つ 親 回数 年 12 回	・3、4 ヶ月児健診時離乳食教室 実施	<ul><li>・3、4 ヶ月児健診時離乳食教室 実施</li><li>・つくしクラブ 対象者 6 から 10 か月児を持 つ親</li></ul>		にて実施 ・離乳食教室 対象者 5か月頃の児を持つ 親 回数 稲沢:月1回 他隔月1回実施	
・産後ケア事業	制度なし	・出産後に不安の高い母子 ・7日以内 ・委託医療機関	回数 年 12 回(1 クール 2 回) 制度なし	中島郡祖父江町の制度を実施する。	・出産後に不安の高い母子 ・7日以内 ・委託医療機関等	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ
・食生活推進員養成講座	対象者 ボランテイア活動に関 心のある 65 歳未満の市 民 定員 30 人 回数 11 回	制度なし	制度なし	合併時に再編し、新市全域で推 進員の養成を図る。	対象者 ボランテイア活動に関 心のある 65 歳未満の市 民 定員 30 人 回数 11 回 保健センター祖父江支所のみ実 施	保健センター
・健康フェスティバル	毎年1回 保健センターにて 開催	毎年1回 祖父江産業祭と同時 開催	毎年1回 へいわまつりと同時開催	新市において調整し実施する	毎年1回 保健センターにて開催	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ
・歯の無料健康相談	年1回 歯の健康週間時実施	年1回 歯の健康週間時実施	年1回 歯の健康週間時実施	新市において調整し実施する	内容は、企画調整中 12月下旬の歯科医師会との調整 会議を予定	保健センター (センター祖父江 支所を含む) 平和らくらくプラ
障害者福祉 ・心身障害者扶助料	· 身体障害者 1·2級 3,000円 3·4級 2,000円 5·6級 1,200円 · 知的障害者 A 判定 3,000円	・身体障害者 1級 4,500円 2級 3,300円 3級 2,700円 4・5・6級 1,500円 ・知的障害者 A判定 4,500円	・身体障害者 1級 4,000円 2級 2,800円 3級 1,400円 4・5・6級 700円 ・知的障害者 A判定 4,000円	稲沢市の制度に統一する。	<ul> <li>・身体障害者         <ul> <li>1・2級 3,000円</li> <li>3・4級 2,000円</li> <li>5・6級 1,200円</li> </ul> </li> <li>・知的障害者         <ul> <li>A判定 3,000円</li> </ul> </li> </ul>	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	B 判定 2,000円	B 判定 3,300 円、	B 判定 2,800 円		B 判定 2,000 円	
	C 判定 1,200 円	C 判定 2,700 円	C 判定 1,400 円		C 判定 1,200 円	
	・精神障害者	・精神障害者			・精神障害者	
	1級 3,000円	1級 4,500円			1級 3,000円	
	2級 2,000円	2級 3,300円			2級 2,000円	
	3級 1,200円	3級 2,700円			3級 1,200円	
・住宅リフォーム補助	・対象者	・対象者	制度なし	稲沢市の制度に統一する。	・身体障害者手帳1級から3級	稲沢市役所
	身体障害者手帳 1 級から 3 級	身体障害者手帳 1 級又は 2 級			の下肢障害者、体幹機能障害	祖父江支所
	の下肢障害、体幹機能障害又	の下肢障害、体幹機能障害又			又は視覚障害者等	平和支所
	は視覚障害者等	は視覚障害者等			・限度額 20 万円	
	・限度額 20万円	・限度額 30 万円				
・福祉タクシー助成	対象者	対象者	対象者	稲沢市の制度に統一する。	対象者	稲沢市役所
	・身体障害者 1~3級	・身体障害者1級又は2級及び3	・身体障害者 1から2級		・身体障害者 1~3級	祖父江支所
	・知的障害者 A・B 判定	級の下肢又は体幹機能障害者	・身体障害者 3級(下肢又は体		・知的障害者 A・B 判定	平和支所
	・精神障害者 1・2級	・知的障害者 A・B 判定	幹機能障害)		・精神障害者 1・2級	
	交付内容	交付内容	・知的障害者 A・B 判定		交付内容	
	・年間 24 枚のタクシー券(基本	・年間 48 枚のタクシー券(基本	交付内容		・年間 24 枚のタクシー券交付	
	料金分)の交付	料金分)の交付	・年間 24 枚のタクシー券交付		(基本料金分)	
			(基本料金分)			
・ガソリン助成	制度なし	制度なし	・身体障害者 1から2級	合併時に廃止する。	制度廃止	
			・身体障害者 3級(本人運転)			
			・知的障害者 A・B 判定			
			・10 リットル/月交付			
・寝具洗濯乾燥サービス	制度なし(障害者)	対象者	対象者	中島郡祖父江町の制度に統一す	( ) 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	稲沢市役所
		・身体障害者 1級	・身体障害者 1から2級	る。	対象者	祖父江支所
		・知的障害者 A 判定	・知的障害者 A 判定		自ら洗濯を行うことが困難	平和支所
		利用料 無料	利用料 無料		か、又は十分な洗濯介助が得	
					られない者	
					・稲沢市ねたきり老人手当受給	
					者	
					・65 歳以上のひとり暮らし老人	
					・重度の身体障害者 1級	
					・重度の知的障害者 A 判定	
					利用料無料	
・ガイドヘルパー派遣事業	重度の視覚障害者が社会生活上	制度なし	制度なし		重度の視覚障害者が社会生活上	稲沢市役所
	外出することが必要不可欠なと				外出することが必要不可欠なと	祖父江支所
	き、付添いのサービスを行う。				き、付添いのサービスを行う。	平和支所
	対象者				対象者	
	1級から3級までの視覚障害者				1級から3級までの視覚障害者	
	で適当な付添い人が得られな				で適当な付添い人が得られな	
	い状況にある者				い状況にある者	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・重度身体障害者入浴サービ	居宅において重度身体障害者	移動入浴車派遣事業	制度なし		居宅において重度身体障害者	稲沢市役所
ス事業	等を入浴させることが困難な家				等を入浴させることが困難な家	祖父江支所
	庭に対し、移動入浴車による	アが象者			庭に対し、移動入浴車による	平和支所
	入浴サービスを行う。	身体障害者手帳 1 級及び			入浴サービスを行う。	1 1
	ア対象者	療育手帳A判定			ア対象者	
	身体障害者手帳 1 級から 3				タイプ   身体障害者手帳1級から3	
	級までの肢体不自由の身体障	1			メルグラ 3	
		イ利用料				
	害者	無料			害者及び療育手帳 A 判定の者	
	イ利用料				イ利用料	
	無料				無料	
高齢者福祉	民生委員により配布	敬老会にて配布		稲沢市の制度に統一する。(た		稲沢市役所
敬老祝金	・数え 80 歳 5,000 円	・80~84 歳 3,000 円	給	だし、稲沢市は平成 16 年度から、	・数え 80 歳 5,000 円	祖父江支所
	・数え 88 歳 5,000 円	・85 歳以上 5,000 円	・数え 90 歳 10,000 円	節目支給とする。)	・数え 88 歳 5,000 円	平和支所
	・数え 100 歳以上 20,000 円		・満 95 歳以上 10,000 円	数え 80 歳 5,000 円	・数え 100 歳以上 20,000 円	
				数え 88 歳 5,000 円		
				100 歳以上 20,000 円		
敬老行事	・高齢者市長慰問	・高齢者町長慰問	・高齢者町長慰問	敬老式並びに金婚式に関して	・高齢者市長慰問	稲沢市役所
W D 114-	95 歳と 100 歳以上の方及び	100 歳以上の方及び介護老		は、稲沢市の方式に統一する。	100 歳以上の方及び介護老	
	介護老人福祉施設を市長が	人福祉施設を町長が慰問し、	し、祝品を直接手渡す	首長慰問については、中島郡祖		平和支所
			し、他品を且接于版り			十年文門
	慰問し、祝品を直接手渡す	祝品を直接手渡す	<b>人供せれこがに共せせれ</b> 出	父江町の方式に統一する。	祝品を直接手渡す	
	祝品(95 歳以上)	祝品(100 歳以上)	・金婚者ならびに敬老者祝賀式		祝品(100 歳以上)	
		44. 1. 19	満 95 歳以上、数え 90 歳、		44. 1. 15	
	・敬老式	・敬老式	数え 88 歳、満 85 歳、金婚		・敬老式	
	送迎バスを配車し、午前午	70 歳以上の方をお招きして	者の方をお招きして式典開		送迎バスを配車し、午前午	
	後の2部構成で数え77歳以	式典開催	催		後の2部構成で数え77歳以	
	上の方を市民会館にお招き				上の方を市民会館にお招き	
	して式典開催	・金婚式祝賀会			して式典開催	
		結婚(入籍)50 年経過した				
	・金婚式祝賀会	夫婦を対象に、金婚を祝い写			・金婚式祝賀会	
	結婚(入籍)50 年経過した				結婚(入籍)50 年経過した	
	夫婦を対象に、金婚を祝い写	贈呈する			夫婦を対象に、金婚を祝い写	
	真撮影、式典を行い、祝品を	M / 0			真撮影、式典を行い、祝品を	
	贈呈する				贈呈する	
ホームヘルプサービス	・65 歳以上の自立の独居老人等	  ・65 歳以上の自立の独居老人等	. 65 培以上の白立の独民老人学	制度に関しては現行のとおりと	*****	稲沢市役所
ホームベルフリーころ						
	で日常生活に支障が	で日常生活に支障があ		し、手数料については、稲沢市		祖父江支所
	ある方	る方	・手数料 80円/時間	の制度に統一する。	・手数料 所得に応じて	平和支所
	・手数料 所得に応じて、1時間				0~580 円/時間	
	あたり 0~580円	円				
デイサービス	・65 歳以上の自立老人	制度なし	・65 歳以上の自立老人で独居、	稲沢市の制度に統一する。委託	・65 歳以上の自立老人	稲沢市役所
	・市内 5 箇所の老人福祉センタ		高齢者のみの世帯、これに準	先については、既存の方式を尊	・市内8箇所の老人福祉センタ	祖父江支所
	- へ送迎し、健康チェック、		ずる世帯の方	重して協議する。	- 等へ送迎し、健康チェック、	平和支所
	日常動作訓練、入浴を行い 1		・送迎、健康チェック、入浴な		日常動作訓練、入浴を行い1	
	日養護する。(各地区週2回		ع ا		日養護する。	
	実施)		・手数料 400円/回		・手数料 380 円/回	
	・手数料 380円/回		・委託先 社会福祉法人 1 社		(昼食は実費)	
	(昼食は実費)				・委託先については既存の方式	
	*					
•	・委託先 市内3業者				を尊重して協議する	

 行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・給食サービス	・調理困難な 65 歳以上の独居老 人等 ・週 5 日昼食を配食し、安否確 認を行う。 ・1 食当たり 150 円 ・市内 3 事業者	・調理困難な 65 歳以上の独居老 人等 ・ボランティア週 2 日 (水、金) 昼食を配食し、安否確認を行 う。 ・1 食当たり 300 円 ・社会福祉協議会事業として実 施		稲沢市の制度に統一する。委託 先については、既存の方式を尊 重して協議する。	・調理困難な65歳以上の独居老人等 ・週5日昼食を配食、安否確認・1食当たり150円 ・委託先については既存の方式を尊重して協議する	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・単身高齢者世帯見回事業	・65 歳以上の独居老人 ・定期的な安否確認、相談、見 回り ・ヘルパー2 級資格取得者で構成 する団体	・65 歳以上の独居老人 ・毎日乳製品を配達し、安否確 認を行う	制度なし	稲沢市の制度に統一する。	・65 歳以上の独居老人 ・定期的な安否確認、相談、見 回り ・ヘルパー2 級資格取得者で構成 する団体	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・緊急通報システム	・65 歳以上の独居老人等で、健 康上不安のある方 ・非課税世帯に対して電話機の 基本料金を助成する。	・おおむね 65 歳以上の独居老人 の方	・おおむね 65 歳以上の独居老人、 身体障害者 1~3 級又はそれに 類する世帯の方	稲沢市の制度に統一する。	・65 歳以上の独居老人などで 健康上不安のある方 ・非課税世帯に電話基本料金を 助成	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・老人クラブ助成	・老人クラブ連合会 800 円×12 月×111 団体 +90 円×13,100 人 +480,000 円 ・単位老人クラブ 1 団体あたり 42,000 円~75,000 円	・老人クラブ連合会 12,000 円×51 団体 ・単位老人クラブ 1 団体あたり 96,000 円	・老人クラブ連合会 350,000円/年 ・単位老人クラブ 23,000円/年 +340円×会員数	補助制度については、稲沢市の制度に統一する。 おお、連合会の組織については、合併後に統合する方向で検討する。	・老人クラブ連合会 800 円×12 月×団体数+90 円×会員数+480,000 円 ・単位老人クラブ 1 団体あたり 42,000~75,000 円/年	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・外出支援サービス事業					対象者 介護度 3 以上の在宅高 齢者 内 容 リフト付きの特殊車両 により自宅から医療機関などへ の送迎を行う。 市内及び隣接市町 1月あたり1往復 リフト ストレッチャー 手数料 無料	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・訪問理美容サービス事業		内 容 理美容師が自宅を訪問 して頭髪カットを行う 予 算 168,000円 <社会福祉協議会事業>	制度なし		対象者 介護度 3 以上の在宅高 齢者 内 容 理美容師が自宅を訪問 して頭髪カットを行う 年6回 手数料 無料	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・家族介護用品支給事業	対象者 介護度 4 以上の老人を 在宅で介護する非課税世帯の家		制度なし		対象者 介護度 4 以上の老人を 在宅で介護する非課税世帯の家 族 内 容 介護用品 75,000 円分の	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	購入券を交付				購入券を交付	
・徘徊高齢者家族支援システ ム	対象者 徘徊癖のある高齢者を 在宅で介護する家族 内 容 発信機を高齢者に所持 させることにより、常時位置の 確認を行う 負担金 504円/月	制度なし	制度なし		対象者 徘徊癖のある高齢者を 在宅で介護する家族 内 容 発信機を高齢者に所持 させることにより、常時位置の 確認を行う 負担金 504円/月	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
児童福祉 ・出産祝い金	制度なし	・支給対象 3 人目以降出産された方 ・支給額 出生児 1 人につき 50,000 円	制度なし	合併時に廃止する。	制度廃止	
・子ども会助成	・子ども会連絡協議会 1事業 200,000円(全5事業) ジュニアリーダー育成 50,000円 ・単位子ども会 会員1人あたり300円	・子ども会連絡協議会 10,000 円×17 団体 (祖父江町社会福祉協議会へ委 託) ・単位子ども会 1 団体あたり 42,000 円	・子ども会連絡協議会 150,000円/年 ・単位子ども会(19団体) 1団体あたり 17,550円+460円×会員数	連絡協議会の補助額については、中島郡祖父江町の方式とし、 単位子ども会の補助額については、稲沢市の方式とする。 なお、組織については、合併 後に統合する方向で検討する。	・子ども会連絡協議会 1団体あたり 10,000円/年 ・単位子ども会 1団体あたり 300円×会員数	稲沢市役所
・母子家庭賃借住宅助成	受給資格 ・児童が 18 歳の誕生月まで申請の月から支給 ・母名義の借家に居住している方 ・非課税世帯 手当の額 ・月額 4,000円(家賃額上限)	制度なし	制度なし	合併時に廃止する。	制度廃止	
・母親クラブ助成	・連絡協議会は対象事業費の合計額に 1/2 を乗じて得た額。 ただし、年額 140,000 円を超えないものとする。 ・母親クラブ 1 団体について年額 185,000 円	制度なし	制度なし	稲沢市の補助制度とする。	・連絡協議会は対象事業費の合計額に 1/2 を乗じて得た額。 ただし、年額 140,000 円を超えないものとする。 ・母親クラブ 1 団体について年額 185,000 円	稲沢市役所
・遺児手当	受給資格 ・父又は母が死亡、重度の障害など ・児童が 15 歳に到達した最初の年度末まで支給 ・所得制限あり 手当の額 ・児童 1 人につき月額 2,000 円	受給資格 ・父又は母が死亡、重度の障害 2 級以上など ・児童が 18 歳に到達した最初の 年度末まで支給 ・所得制限なし 手当の額 ・児童 1 人につき月額 2,000 円	受給資格 ・父又は母が死亡・重度の障害 2 級以上など ・義務教育終了まで支給 ・所得制限なし 手当の額 ・児童1人につき月額1,500円	支給年齢については、中島郡祖 父江町の制度に統一する。その 他については、稲沢市制度に統 一する。	1	稲沢市役所
・放課後児童健全育成	・小学校 1~3 年生まで	・小学校1~3年生まで 高学年児童や健全育成上必要 と思われる児童も対象とする ことができる。	・小学校1~3年生	対象・時間・場所については、 現行どおり継続する。 ただし、利用料については、 平成 17 年 4 月から有料化とす る。	・小学校 1~3 年生 (祖父江町の現行登録 3 年生の み 4 年生まで実施。また平和 町のバス迎えは安全な通所方 法を確保した上で平成 17 年度	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所 申込みのみ
.	・学校実施日	・学校実施日	  ・学校実施日		限りで廃止)  ・学校実施日	児童館及び 児童センター

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	学校終了後から午後6時まで	学校終了後から午後6時まで	学校終了後~午後6時		学校終了後~午後7時15分	納付のみ
	・学校休業日(日・祝・年末年始	・学校休業日(日・祝・年末年始	・学校休業日(日・祝・年末年始		・学校休業日(日・祝・年末年始	各市民センター
	を除く)	を除く)	を除く)		を除く)	
	午前8時30分~午後6時まで	午前 8 時 30 分~午後 6 時まで	午前8時30分~午後6時まで		午前7時30分~午後7時15	
	・利用料・無料	・利用料・無料	・利用料 7,000円/月		分まで	
			(おやつ代含む)		・利用料 4,000円/月	
	・場所 児童館、児童センター	・場所 小学校空き教室	・場所 平和らくらくプラザ		(おやつ代除く)	
	(9施設)	(6施設)				
		( """)			児童館及び児童センター	
					(稲沢市、平和町)	
					小学校(祖父江町)	
 ・子育て支援	・地域子育て支援センター事業	制度かし	制度なし	稲沢市の制度に統一する。	・子育て支援センター事業	稲沢市役所
] 自《文版	(子生和保育園に開設)	र के द्वारा			「甲で交換センク 事業   (平和らくらくプラザ内に開	子育て支援センタ
	育児講座、育児相談				日 (十個のくのくググラグ語の) 日 設)	一 一 日 (文)及 ピン ノ
	ことばの相談、1日保育士体験				成り   育児講座、育児相談	
	サークル支援、子育で情報誌発				ことばの相談、1日保育士体験	
	行、絵本、育児書、ビデオ貸し				サークル支援、子育で情報誌発	
	出し、遊び場開放、子育て支援 活動 P R				一行、絵本、育児書、ビデオ貸し	
	1,1,1,1,1				出し、遊び場開放、子育て支援	
	・ファミリー・サポート・セン				活動PR	
	ター事業				・ファミリー・サポート事業	
	子生和保育園に開設				仕事と家庭の両立支援による	
	仕事と家庭の両立支援による				子育て支援	
	子育て支援				利用料	
	利用料				平日・午前7時~午後8時	
	平日・午前7時~午後8時				700円/時間	
	700 円/時間				土日祝日・上記以外の時間	
	土日祝日・上記以外の時間				800 円/時間	
	800 円/時間				・公立保育園余裕保育室開放事	
	・公立保育園余裕保育室開放事				業	
	業				大里西保育園	
	大里西保育園				清水保育園	
	清水保育園				片原一色保育園	
	利用日 週1回				高御堂中央保育園	
	利用時間 10:00~12:00				利用日 週1回	
	利用料 無料				利用時間 10:00~12:00	
					利用料 無料	
保育	公立保育所数 11 園 (7 園)	公立保育所数 6 園(3 園)	公立保育所数 3園(3園)	公立で運営する保育園は、現行の	·公立保育園数 20 園(11 園)	稲沢市役所
・保育園運営	私立保育園数 14 園	私立保育園数なし	私立保育園数 なし	とおりとする。	・私立保育園数 14 園	祖父江支所
	保育時間(延長保育時間)	保育時間(延長保育時間)	保育時間(延長保育時間)	延長保育については、登園は一番	・保育時間 (延長保育時間)	平和支所
	月~金 8:00~16:00	月~金 8:00~16:00	月~金 8:00~16:00	早い時間、降園は一番遅い時間に		各保育園
	(7:45~18:00 7園実施)	(7:30~19:00 3 園実施)	(8:00~18:00 2園実施)	統一する。	(7:30~19:15 11 園実施)	
	土 8:00~12:00	土 8:00~12:00	(7:30~19:15 1 園実施)	広域入所については、公私立全園	土 8:00~12:00	
	(7:45~13:30 7園実施)	(7:30~13:00 3 園実施)		を対象に実施する方向で調整し、	(7:30~13:30 11 園実施)	
	私立保育園の保育時間は、各		(8:00~12:30 2園実施)	委託先及び受託先は現行のとおり	私立保育園の保育時間は、各	
	園にて異なります。		(7:30~12:30 1 園実施)	とする。	園にて異なります。	
	│ │延長保育実施園(下津、国分.	│   延長保育実施園(祖父江、牧川、	延長保育実施園(三字、法立.			
	駅前、高御堂中央、奥田、大塚、	I =	六輪)		延長保育実施園(下津、国分、	
		711 W /	1	j.		1

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	長野)				駅前、高御堂中央、奥田、大塚、 長野、祖父江、牧川、領内、六 輪)	
・乳児保育	2 園実施 下津保育園、駅前保育園	3 園実施 祖父江保育園、牧川保育園 領内保育園	3 園実施 三宅保育園、法立保育園 六輪保育園	乳児保育については、当面現行の とおりとし、その後については新 市において検討する。		稲沢市役所 祖父江支所 平和支所 各保育園
・障害児保育	2 園実施(障害児指定園方式) 大塚保育園、国分保育園	6 園実施 祖父江保育園、牧川保育園 丸甲保育園、領内保育園 長岡保育園、山崎保育園	3 園実施 三宅保育園、法立保育園 六輪保育園	合併時に稲沢市の制度に統一する。 ただし、障害児保育事業については、合併時に指定園以外の保育園に在園している児童がいる場合は、その児童が卒園するまでは現行のとおりとする。	5 園実施(障害児指定園方式) 大塚保育園、国分保育園 長岡保育園、山崎保育園 法立保育園	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所 各保育園
• 一時保育	私立保育園 2 園で実施 小鳩保育園、信竜保育園 ・保育時間 月~金 8:00~16:00 土 8:00~12:00 ・利用料 3歳未満児 1,800円/日 3歳児 800円/日 4歳以上児 700円/日 生活保護世帯 0円/日	公立保育園 1 園で実施 牧川保育園 ・保育時間 月~金 8:00~16:00 土 8:00~12:00 ・利用料 3 歳未満児 1,360 円/日 3 歳児 1,060 円/日 4 歳以上児 870 円/日	制度なし	一時保育の利用料は稲沢市の制度に統一する。	指定保育所 ・小鳩、信竜保育園(私立) 保育時間 月~金 8:00~16:00 土 8:00~12:00 ・牧川保育園(公立) 保育時間 月~金 7:30~19:15 土 7:30~13:30 ・利用料 3歳未満児 1,800円/日 3歳児 800円/日 4歳以上児 700円/日 生活保護世帯 0円/日	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所 各保育園
・保育料	・10 段階区分 所得税額 160,000 円 ~ 408,000 円 未満の場合 3 歳未満児 43,000 円 3 歳以上児 21,000 円	円未満の場合 3 歳未満児 19,000 円 ~ 26,000 円 3 歳児 14,300 円 ~ 20,000 円	円未満の場合 3 歳未満児 33,600 円~38,800 円 3 歳児 19,200 円~20,800 円	保育の入退園等の基準、手続等は合併時に稲沢市の制度に統一する。 保育料は、合併時に弾力徴収率61%(現行の稲沢市の水準並み)に統一する。ただし、中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間で保育料を統一できるよう弾力徴収率を段階的に引き上げることとし、不均一徴収を実施する。(受益者の住所要件を要する。)	61%(現行の稲沢市の水準並み) に統一する。 ただし、中島郡祖父江町域につ いては、平成17年度から平成21 年度までの5年度間で保育料を	

 行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
					保護者	
· 給食	・自園方式 ・専任栄養士 1名 公私保育園同一献立 ・賄材料購入 市内業者から購入 市内 部品は市外 部別の おりの経費 (人件費除く) 222 円 ・細菌検査 (0・157 含む) 調理員 月2回、保育士 月1回実施 ・離乳食・アレルギー等による 除去食実 の食器、 強化ガラス、ポリ・給食費(3歳以上幼児の主父母の会が現金で徴収	<ul> <li>・給食センター方式</li> <li>・専任栄養士 1名</li> <li>・期材料購入 町内外を問わず見積入で購入</li> <li>・1食当りの経費(人件費除く)217円</li> <li>・細菌検理(0-157含む育士)調理回案を</li> <li>・細菌理回案を</li> <li>・細菌のよりの</li> <li>・おりのはますののでは、</li> <li>・ポリカーの</li> <li>・ポリカーの</li> <li>・ポリカーの</li> <li>・ポリカーの</li> <li>・ポリカーの</li> <li>・ポリカーの</li> <li>・ポリカーの</li> <li>・ポリカーの</li> <li>・ボリカーの</li> <li>・ボリカーの</li></ul>	215 円 ・細菌検査(0-157 含む) ・調理員 月 2 回、保育士 月 1 回実施 ・離乳食・アレルギー等による 除去食実施 ・ポリプロピレン素材の食器使 用 ・給食費(3 歳以上幼児の主食代 月額 750 円)補助なし、保育 料と同時に口座振替で徴収	理方式、賄材料の購入方法については、新市において調整する。 給食費の無料化は、平成 16 年度を もって廃止する。	当面現行のとおりとし、給食の調理方式、賄材料の購入方法については、新市において調整する。給食費の無料化は、平成16年度をもって廃止する。(祖父江町)市内公立保育園3歳以上児のみ、主食代は月額650円とする。	
国民健康保険 · 資格取得等受付	保険年金課資格取得等受付 被保険者証等の交付 市民センター窓口で資格取得等 受付	町民課窓口で資格取得等受付 被保険者証等の交付	町民課窓口で資格取得等受付 被保険者証等の交付		本庁、支所で資格取得等受付 被保険者証等の交付 市民センター窓口で資格取得等 受付	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・税率、税額	<ul> <li>・医療分 所得割 5.5% 資産割 32.0% 均等割 28,500円 平等割 27,000円 賦課限度額 53万円</li> <li>・介護分 所得割 0.95% 資産割 6.0% 均等割 6,200円 平等割 5,800円</li> <li>・賦課限度額 8万円 【税の減額】 7・5・2割軽減</li> </ul>	・医療分 所得割 5.5% 資産割 31.0% 均等割 18,300円 平等割 19,200円 賦課限度額 53万円 ・介護分 所得割 0.93% 資産割 6.5% 均等割 3,800円 平等割 2,800円 ・賦課限度額 8万円 「税の減額」 6・4割軽減	・医療分 所得割 5.5% 資産割 32.5% 均等割 27,700 円 平等割 30,400 円 賦課限度額 53 万円 ・介護分 所得割 0.7% 資産割 5.5% 均等割 4,000 円 平等割 3,500 円 ・試課限度額 7 万円 【税の減額】 7・5・2 割軽減	稲沢市の税率・税額を基に応益割合を45%以上とする税率・税額とする。 ただし、現中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年間不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものとする。 【税の減額】 7・5・2割軽減現中島郡祖父江町域については、応益割合が45%を超えると見込まれるまで、現行の税の軽減とする。	稲沢市の税率・税額を基に応 益割合を 45%以上とする税率・ 税額とする。	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・納期	・納期年 10 回 [仮算 4,5 月] [本算 7月から 2 月]	・納期年 8 回 [仮算 5,7 月] [本算 9,10,11,12,1,2 月]	・納期年 8 回 [仮算定 5,7 月] [本算定 9,10,11,12,1,2 月]	平成 17 年度から稲沢市の制度に 統一する。	・納期年 10 回 [仮算定 4,5 月] [本算定 7,8,9,10,11,12,1,2 月]	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
• 葬祭費	6万円	9万円	8 万円	稲沢市の保険給付とする。	6万円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
・保健事業	人間ドック事業 ・負担額 7千円 ・実施機関 (財)名古屋公衆医学研究所 ・対象者 国保資格取得1年以上 国保税に滞納がないこと	人間ドック事業 ・負担額 費用額の3割 ・実施機関 (厚)尾西病院 (財)名古屋公衆医学研究所 ・対象者 35歳以上~70歳未満 国保資格取得1年以上 国保税に滞納がないこと	人間ドック事業 ・負担額 1千円 ・実施機関 町内の5医療機関 ・対象者 20歳~39歳 国保資格取得1年以上 国保税に滞納がないこと	人間ドック事業 ・検診項目 稲沢市の例を基本 に脳ドックも受診可能とし、他 はオプション選択とし、費用は 自己負担とする。 ・負担額は、3割自己負担 ・対象者の年齢制限は行わない。 ・実施方法 1市2町で行ってい る方法を選択できるものとする	人間ドック事業 ・検診項目 稲沢市の例を基本 に脳ドックも受診可能とし、他 はオプション選択とし、費用は 自己負担とする。 ・負担額は、3割自己負担 ・対象者の年齢制限は行わない。	稲沢市役所 祖父江支所
老人保健医療 ・資格取得、医療費支給申請 等受付	・保険年金課窓口で資格取得、 医療費支給申請等受付 受給者証等の交付 ・市民センター窓口で資格取得 医療費支給申請等受付	・町民課窓口で資格取得、医療 費支給申請等受付 受給者証等の交付	・町民課窓口で資格取得、医療 費支給申請等受付 受給者証等の交付		<ul><li>・本庁、支所で資格取得、医療費支給申請等受付 受給者証等の交付</li><li>・市民センター窓口で資格取得 医療費支給申請等受付</li></ul>	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・高額医療費	・年齢到達により申請受付、以 後自動払い	・該当する最初だけ申請、以後自動払い	・該当する最初だけ申請、以後 自動払い		・年齢到達により申請受付、以 後自動払い	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
福祉医療 ・資格取得等受付	・保険年金課窓口で資格取得等 受付 受給者証等の交付 ・市民センター窓口で資格取得 受付	・町民課窓口で資格取得等受付 受給者証等の交付	・町民課窓口で資格取得等受付 受給者証等の交付		<ul><li>・本庁、支所で資格取得等受付 受給者証等の交付</li><li>・市民センター窓口で資格取得 受付</li></ul>	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・乳幼児医療助成	・外来4歳誕生月の月末まで一 部負担金無し ・入院6歳誕生月の月末まで一 部負担金無し	・6 歳誕生日の属する年度の3月 31 日までの乳幼児 ・入院、外来とも6 歳誕生月の 属する年度の3月31日まで一 部負担金無し	・外来 4 歳誕生月の月末まで一 部負担金無し ・入院 6 歳誕生月の月末まで一 部負担金無し	合併年度については現行のとおりとし、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。	・外来 5 歳誕生月の属する年度 末まで一部負担金無し ・入院 6 歳誕生月の属する年度 末まで一部負担金無し	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・母子家庭等医療費助成	・受給対象 年齢 18 歳以下(年度末)の児 童がいる母子、父子家庭及び父 母のいない児童 ・所得制限有り	・受給対象 年齢 18 歳以下(年度末)の児 童がいる母子、父子家庭及び父 母のいない児童 ・所得制限無し	・受給対象 年齢 18 歳以下(年度末)の児 童がいる母子、父子家庭及び父 母のいない児童 ・所得制限無し	稲沢市の制度に統一する。	・受給対象 年齢 18 歳以下(年度末)の児 童がいる母子、父子家庭及び父 母のいない児童 ・所得制限有り	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
福祉給付金 · 受給資格認定等受付	・保険年金課窓口で受給資格認 定等受付	・町民課窓口で受給資格認定等 受付	・町民課窓口で受給資格認定等 受付		・本庁、支所で受給資格認定等 受付	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・支給申請、支給月	・当初申請のみ、以後診療月の3ヶ月後に指定口座に振り込	・当初申請のみ、以後診療月の3ヶ月後に指定口座に振り込			・当初申請のみ、以後診療月の3ヶ月後に指定口座に振り込	稲沢市役所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	み。	み。	・6~9月診療 [10月申請,11月支給] ・10~1月診療 [2月申請,3月支給]		み。	祖父江支所 平和支所
国民年金 ・資格取得等受付	・保険年金課、市民センターで 資格取得等受付	・町民課窓口で資格取得等受付	・町民課窓口で資格取得等受付		・本庁、支所で資格取得等受付 (原則国民年金未支給申請書除 く)	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
介護保険 ・受給資格認定等受付	・介護保険課、市民センターで 申請等受付	・福祉課窓口で申請等受付。	・福祉課窓口で申請等受付		・本庁、支所及び市民センター で申請等受付	稲沢市役所 市民センター 祖父江支所 平和支所
・介護保険料	・第1号被保険者(65歳以上) ・基準保険料 2,628円/月	・第1号被保険者(65歳以上) ・基準保険料 2,622円/月	・第1号被保険者(65歳以上) ・基準保険料 2,892円/月	平成 17 年度から稲沢市の制度に 統一する。	・第1号被保険者(65歳以上) ・基準保険料 2,628円/月	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所 納付のみ 各市民センター
• 納期	・納期年6回 [仮算定4,6月] [本算定8,10,12,2月] 納期年8回 [本算定7,8,9,10,11,12,1,2 月]とする予定	・納期年 8 回 [仮算定 5,7 月] [本算定 9,10,11,12,1,2 月]	・納期年 8 回 [仮算定 5,7 月] [本算定 9,10,11,12,1,2 月]	平成 17 年度から稲沢市の制度に 統一する。	・納期年8回 [本算定 7,8,9,10,11,12,1,2 月]	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

# [ 事務事業の細目の調整(環境・経済部会関係) ]

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
行政サービス 分別収集	現稲沢市 ごみ分別の種類(5種17分別) 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 使用済み乾電池 リサイクル資源 紙類(5分別) 布類(1分別) 布類(1分別) ガラスびん類(4分別) 金属類(2分別) ペットボトル(1分別)	現祖父江町 ごみ分別の種類(5種17分別) 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 使用済み乾電池 リサイクル資源 紙類(6分別) 布類(1分別) 方ラスびん類(3分別) 金属類(2分別) ペットボトル(1分別)	現平和町 ごみ分別の種類(5種17分別) 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 使用済み乾電池 リサイクル資源 紙類(5分別) 布類(1分別) ガラスびん類(4分別) 金属類(2分別) ペットボトル(1分別)	協定項目内容 ごみ分別の種類については、 合併時に稲沢市の制度に統一す る。	合併後  ごみ分別の種類(5種17分別) 可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 使用済み乾電池 リサイクル資源 紙類(5分別) 布類(1分別) 方ラスびん類(4分別) 金属類(2分別) ペットボトル(1分別)	受付場所等 環境センター 祖父江支所 平和支所
	地域ステーション 上記のリサイクル資源に加 え、食品トレー、廃食用油を収 集		リサイクルステーション リサイクル資源のうち、紙 類、布類を収集		地域ステーション 上記のリサイクル資源に加 え、食品トレー、廃食用油を収 集	
ごみの収集及び処理	ごみの収集 使用済み乾電池 指定地回収(常設) 年 2 回一斉回収 リサイクル資源 ステーション収集 (月 1 回、行政区ごと) 地域ステーション (日曜日、年 42 回)	ごみの収集 使用済み乾電池 指定地回収(常設) リサイクル資源 ステーション収集 (月1回、行政区ごと)	ごみの収集 使用済み乾電池 指定地回収(常設) リサイクル資源 ステーション収集 (月1回、行政区ごと、 ガラスびん類、金属類、ペットボトル) リサイクルステーション (月1回、紙類、布類)	ごみの収集方法については、 合併時に稲沢市の制度に統一する。 なお、稲沢市の地域ステーションは、祖父江町域と平和町域でも実施し、平和町のリサイクルステーションは廃止する。	ごみの収集 使用済み乾電池 指定地回収(常設) リサイクル資源 ステーション収集 (月1回、行政区ごと) 地域ステーション (日曜日、市民センター、支 所等で隔月実施)	環境センター 祖父江支所 平和支所
	ごみの処理 リサイクル資源 ペットボトル 指定法人ルート処理 ペットボトル以外 委託業者による独自ルー ト処理	ごみの処理 リサイクル資源 ペットボトル 指定法人ルート処理 ペットボトル以外 委託業者による独自ルー ト処理	ごみの処理 リサイクル資源 ペットボトル 指定法人ルート処理 ペットボトル以外 委託業者による独自ルー ト処理		ごみの処理 リサイクル資源 ペットボトル 指定法人ルート処理 ペットボトル以外 委託業者による独自ルー ト処理	
資源回収奨励金	奨励金 集団回収 5円/kg 分別収集 3円/kg 分別収集の協力金 1世帯当たり110円/年額	奨励金 リサイクル資源 5円/kg 牛乳パック 10円/kg アルミ缶 20円/kg	奨励金 集団回収 8円/kg 分別収集 10円/kg 分別収集の売却金 町一般会計収入	集団回収奨励金 8 円、分別収 集奨励金 5 円とし、分別収集の 売却金は団体へ還元する。 稲沢市の協力金は廃止する。		環境センター 祖父江支所 平和支所 各市民センター

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容		受付場所等
生ごみ堆肥化容器補助	補助率 購入金額の 1 / 3 限度額 3,000円	補助率 購入金額の1/2 限度額 3,000円	補助率 購入金額の 1 / 2 限度額 3,000円	合併時に稲沢市の制度に統一	補助率 購入金額の1/3 限度額 3,000円	環境センター 祖父江支所 平和支所
電動生ごみ処理機補助	補助率 購入金額の 1 / 3 限度額 20,000円	補助率 購入金額の 1 / 2 限度額 20,000円	補助率 購入金額の 1 / 3 限度額 20,000円		補助率 購入金額の 1 / 3 限度額 20,000円	環境センター 祖父江支所 平和支所
 生ごみ発酵用密閉容器補 助	制度なし	補助率 1,000円/基	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一 する。	廃止	
ごみ集積場所設置補助	新設の場合 補助率 工事費の1/2 限度額 200,000円 改築の場合 補助率 工事費の1/2 限度額 100,000円	制度なし	制度なし	稲沢市の補助制度を廃止する。	廃止	
ごみ集積場所防護ネット 貸与	行政区にごみ集積場所1か所に つき防護ネット1個貸与 貸与期間 貸与を受けた日か ら5年間		制度なし	合併後も引き続き実施するものとする。	行政区にごみ集積場所1か所に つき防護ネット1個貸与 貸与期間 貸与を受けた日か ら5年間	環境センター 祖父江支所 平和支所 各市民センター
一般廃棄物処理計画	一般廃棄物(ごみ)処理基本 計画(8か年計画) 平成15年度~平成22年度 広域事務組合、1市2町協議 により策定 一般廃棄物処理計画 (単年度計画) 毎年策定 ごみ減量実施計画 (5か年計画) 平成13年度~平成17年度	毎年策定 ごみ減量実施計画	平成 15 年度~平成 22 年度 広域事務組合、1市2町協議 により策定 一般廃棄物処理計画 (単年度計画) 毎年策定		一般廃棄物処理基本計画 一般廃棄物(ごみ)処理基本 計画と一般廃棄物処理計画を 統合、内容を見直し、新たな計 画を策定する。 一般廃棄物処理実施計画 ごみ減量実施計画の内容を 見直し、新たな計画を策定す る。	環境センター
廃棄物減量等推進審議会	委員 11 人 ( 現員 ) 任期 2 年 委員報酬 9,300 円 / 回 任期満了日 平成18年9月30日	委員 15 人(現員) 任期 2 年 委員報酬 13,900 円 / 年額 任期満了日 平成18年11月19日	委員 0人(現員) 任期 2年 委員報酬 会長 4,700円/回 委員 4,000円/回		委員 15 人 任期 2 年 委員報酬 9,300 円 / 回 任期満了日 平成 18 年 9 月 30 日 委員構成については、現行の委 員に平成 17 年 4 月 1 日に新市域 から新たに 4 人を選任する。	環境センター

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
一般廃棄物処理業の許可	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31	許可の期間 2年 日 有効期限 平成18年3月31日	許可の期間 2年 有効期限 平成 18年3月31日(7件)	合併時に稲沢市の制度に統一 する。	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日	環境センター
	手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	手数料 許可 5,150円/件 再交付 1,030円/件	平成 18 年 8 月 31 日 ( 1 件 ) 平成 19 年 3 月 31 日 ( 1 件 ) 手数料 許可 5,000 円 / 件 再交付 1,000 円 / 件		手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	
環境基本計画	平成 15 年 12 月策定	平成 13 年 3 月策定	計画なし	合併後に計画の内容を見直 し、新たな計画を策定する。	<u> </u>	環境センター
環境審議会	委員 10人(現員) 任期 2年 委員報酬 9,300円/回 任期満了 平成18年3月31	制度なし	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一 し、委員については新たに選任 する。		環境センター
					員に平成 17 年 4 月 1 日に新市域 から新たに 3 人を選任する。	
し尿汲取補助	補助額 57.9円/36 岩 し尿汲取料金 291.9円/36 (消費税込み		制度なし し尿汲取料金 157.5円/36 ポ (消費税込み)	稲沢市のし尿汲取券及び料金 補助の制度は廃止する。 また、料金格差は、調整に努 める。		
合併処理浄化槽設置補助	補助金額 5人槽 231,000円 7人槽 267,000円 10人槽 336,000円	補助金額 5人槽 200,000円 7人槽 200,000円 10人槽 200,000円	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一 する。	補助金額 5人槽 231,000円 7人槽 267,000円 10 人槽 336,000 円	環境センター 祖父江支所 平和支所
净化槽清掃費補助	補助額 1,800 円/m³	制度なし	制度なし	稲沢市の補助制度を廃止する。	廃止	
最新規制適合車等早期代 替促進費補助	対象者 中小企業などの事業 対象自動車 普通トラック、/ トラック、大型バ マイクロバス、特 自動車 補助額 車両購入価格の 10 限度額 50 万円 NOx• PM 法車種規制対策地	N型 ス、 評種 %	制度なし NOx・PM 法車種規制対策地域	合併時に稲沢市の制度に統一する。	対象者 中小企業などの事業者 対象自動車 普通トラック、小 型トラック、大型バス、マイクロバス、 特種自動車 補助額 車両購入価格の10% 限度額 50万円 NOx・PM 法車種規制対策地域 は旧市町域のため、祖父江町域	
防疫用機具の貸し出し	希望する行政区に機具を貸 出し		ル 希望する行政区に機具を貸し 出し	合併時に稲沢市の制度に統一する。	は対象外  希望する行政区に機具を貸し出し	環境センター祖父江支所
側溝等消毒薬剤の補助	制度なし (平成16年度に廃止)	制度なし	希望地区へ薬剤補助	合併時に稲沢市の制度に統一 する。	廃止 災害時及び害虫の異常発生	平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
					時は、薬剤散布等で対応する。	
側溝清掃(汚泥処理)	区処理 1回5,500円(年2回まで) 委託業者回収	区処理 1回10,000円(年2回まで)	制度なし	汚泥は、専門業者(産廃処理 業者等)により処理することと する。		環境センター 祖父江支所 平和支所
犬・猫引取り及び捕獲事 業	県動物保護管理センター尾張 支所へ連絡	捕獲器を設置して、毎週木曜日 に県動物保護管理センター尾張 支所へ引き渡し	捕獲器を設置して、毎週木曜日 に県動物保護管理センター尾張 支所へ引き渡し	合併時に稲沢市の制度に統一 する。	県動物保護管理センター尾張 支所へ連絡	環境センター 祖父江支所 平和支所
環境美化事業	ごみゼロ運動 一斉清掃 年 2 回 ごみ袋を行政区へ配布 委託業者回収 事業所へも実施依頼	ごみゼロ運動 清掃活動 年1回 ごみ袋を各戸へ配布(年2回) 事業所へも実施依頼	ごみゼロ運動 一斉清掃 年2回 行政区へ世帯数の1/2ごみ 袋を配布 平和町で収集・処理 事業所へも実施依頼	収集は、直営方式とし、ごみ 袋作成費のみ予算化する。	ごみゼロ運動 一斉清掃 年 2 回 ごみ袋を行政区へ配布 事業所へも実施依頼	環境センター 祖父江支所 平和支所
浄化槽清掃業の許可	許可の期間 2年 有効期限 平成 18年3月31日 手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	許可の期間 2年 有効期限 平成 18年3月31日 手数料 許可 5,150円/件 再交付 1,030円/件	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日 手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	合併時に稲沢市の制度に統一 する。	許可の期間 2年 有効期限 平成18年3月31日 手数料 許可 5,000円/件 再交付 1,000円/件	環境センター
河川浄化事業	E M活性液による河川浄化事業	河川浄化推進協議会 委員 20 人 任期 2年 任期満了日 平成 17 年 3 月 31 日 生活排水クリーン推進員 委員 7人 任期 2年 任期満了日 平成 17 年 3 月 31 日	事業なし	合併時に祖父江町の河川浄化 推進協議会等は、他の制度へ統 合し廃止する。		環境センター
環境・衛生委員	任期 1年 均等割 3,500円 世帯割 66円/世帯 委員数 203人	任期 1年 報償費 3,000円/年額 委員数 71人	任期 1年 報酬 410円/世帯 委員数 41人	合併時に職務内容に生活排水 監視の内容を盛り込み、名称を 環境委員とする。 委員報酬については、合併時 に稲沢市の制度に統一する。	均等割 3,500 円 世帯割 66 円 / 世帯	環境センター 祖父江支所 平和支所
IS014001に関する事務事 業	平成 13 年 9 月 26 日認証取得 システム適用の範囲 市役所のほか市民センター 等 42 か所	IS014001 認証取得プロジェク トチーム検討会	事業なし	合併後に稲沢市の制度に統一 し、適用範囲の拡大を図る。	適用範囲の拡大を図る。	環境センター
		1				

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
<b>厶補助</b>	財団規程第5条で定める1 kW当たりの金額にシステムを 構成する太陽電池の最大出力 (出力4kWを超えるシステム は、最大出力に替えて4kWとす る。)を乗じて得た額。	財団規程第5条で定める1 kW当たりの金額(平成16年度は 9万円とする。)にシステムを 構成する太陽電池の最大出力 (出力4kWを超えるシステム は、最大出力に替えて4kWとす る。)を乗じて得た額。			財団規程第5条で定める1 kW 当たりの金額にシステムを 構成する太陽電池の最大出力 (出力4kWを超えるシステム は、最大出力に替えて4kWと する。)を乗じて得た額。	祖父江支所 平和支所
農業委員会委員	農業委員の定数 選挙による委員 4人 農協推薦委員 1人 任期 平成18年9月30日まで 選挙区 4選挙区 報酬(月額) 会長 28,200円 職務代理 24,700円 委員 22,000円 支給方法 毎月、口座振込みにより支払	農業委員の定数 選挙には 議会計画委員 12人 農協推薦委員 1人 任期 平成 17年7月19日まで 選挙区 1選挙区 報酬(月額換算) 会長 15,525円 職務員 10,742円 支給振込み	農業委員の定数 選挙による員 5人 農協推薦委員 12人 農協推薦委員 1人 任期 平成17年7月19日まで 選挙区 1選挙区 報酬(月額換算) 会長 16,200円 職務代理 10,600円 委員 10,600円 支給方法 年2回、口座振込みにより支払	中島郡祖父ではるる。とのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	農業経験 49 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40	稲沢市役所
農業委員会の証明手数料	農地基本台帳証明 なし 証明願 200 円 記載事項証明 200 円 納税猶予適格者証明 200 円 生産緑地主たる従事者証明 200 円 買受適格者証明 200 円	農地基本台帳証明 200 円 (他部局添付の場合のみ徴収)	手数料徴収なし	稲沢市の制度に統一する。	農地基本台帳証明 なし 証明願 200 円 記載事項証明 200 円 納税猶予適格者証明 200 円 生産緑地主たる従事者証明 200 円 買受適格者証明 200 円	稲沢市役所
土地改良事業	国庫補助事業 農村振興総合整備事業	国庫補助事業	国庫補助事業	既着工の事業については、新 市においても継続する。	国庫補助事業 農村振興総合整備事業	稲沢市役所 祖父江支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	長東地区	土地改良施設維持管理 適正化事業	土地改良施設維持管理 適正化事業	なお、新規事業は優先度を新 市で検討し、箇所の選定をする 。	長束地区 土地改良施設維持管理 適正化事業	平和支所
	県費補助事業 単独土地改良事業(県費補助) かんがい排水 農村総合整備	県費補助事業 単独土地改良事業(県費補助) 農村総合整備	県費補助事業 事業なし		県費補助事業 単独土地改良事業(県費補助) かんがい排水 農村総合整備	
	市単独事業事業なし	町単独事業 単独土地改良事業 応急ポンプ保守委託	町単独事業 事業なし		市単独事業 単独土地改良事業 応急ポンプ保守委託	
土地改良事業負担金	国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業	国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業	国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業	新市においても継続して負担 する。	国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
	県営事業負担金 地盤沈下対策事業 中島地区 同 福田川地区 同 小池用水地区 湛水防除事業 平和2期地区 同 千代田2期地区 ため池等整備事業 稲島南部地区 国営造成施設管理体制	県営事業負担金 国営造成施設管理体制	県営事業負担金 湛水防除事業 平和 2 期地区 国営造成施設管理体制		県営事業負担金 地盤沈下対策事業 中島地区 同 福田川地区 同 小池用水地区 湛水防除事業 平和2期地区 同 千代田2期地区 ため池等整備事業 稲島南部地区	
	整備事業 宮田用水地区 水環境整備事業 大江川地区 農村振興総合整備事業 (田園居住空間整備) 目比地区	整備事業 室田用水地区 宮田用水地区 経営体育成基盤整備事業	整備事業宮田用水地区		水環境整備事業 大江川地区 農村振興総合整備事業 (田園居住空間整備) 目比地区 経営体育成基盤整備事業	
		長岡地区			長岡地区	
土地改良事業補助金	団体営事業補助金 単独土地改良事業 稲沢市土地改良区かんがい 排水事業 福田悪水土地改良区排水路 整備事業	団体営事業補助金 単独土地改良事業	団体営事業補助金 事業なし	稲沢市の制度に統一する。	団体営事業補助金 単独土地改良事業 稲沢市土地改良区かんがい 排水事業 福田悪水土地改良区排水路 整備事業	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
	緊急農地防災事業	緊急農地防災事業			緊急農地防災事業	
		基盤整備促進事業 山崎地区			基盤整備促進事業 山崎地区	
土地改良区の取扱い	稲沢市土地改良区	祖父江町土地改良区	平和土地改良区	改良区は当面、現状のとおり	稲沢市土地改良区	稲沢市役所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	職員(改良区採用) 4名 経常賦課金の徴収 なし 運営補助金(市単独) 81,586,000円	職員(町兼務) 2名 経常賦課金の徴収 あり 運営補助金(町単独) 27,025,000円	職員(町兼務) 7名 経常賦課金の徴収 あり 運営補助金(町単独) 36,691,000円	とする。 ただし、運営補助については 、稲沢市の制度に統一する。	職員(改良区採用) 4名 経常賦課金の徴収 なし 祖父江町土地改良区 経済建設課職員(市委託契約) 経常賦課金の徴収 あり 平和土地改良区 経済建設課職員(市委託契約) 経済建設課職員(市委託契約) 経常賦課金の徴収 あり	祖父江支所平和支所
土地改良区の財産	稲沢市土地改良区 土地 48,907 ㎡ 金銭 16,138,000 円 債務 121,718,000円 金銭、債務は平成16年4月1 日現在	祖父江町土地改良区 土地 1,162,721 ㎡ 金銭 92,452,000 円 債務 194,841,000 円 金銭、債務は平成 16 年 4 月 1 日現在	平和土地改良区 土地 250,878 ㎡ 金銭 158,893,000 円 債務 134,079,000円 金銭、債務は平成16年4月1 日現在	当面は現行のとおりとする。新市において、各土地改良区と協議・調整をする。(管理協定の締結)	稲沢市土地改良区 土地 48,907 ㎡ 金銭 16,138,000 円 債務 121,718,000円  祖父江町土地改良区 土地 1,162,721 ㎡ 金銭 92,452,000 円 債務 194,841,000円  平和土地改良区 土地 250,878 ㎡ 金銭 158,893,000 円 債務 134,079,000円  金銭、債務は平成16年4月1 日現在	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
農業生産組合長会	生産組合長会 115 組合、4,300 戸 報償費 均等割 3,580 円 戸数割 118 円	農務員会 55組合、1,800戸 報酬 農家1戸当たり660円	実行組合長会 23 組合、950 戸 報酬 農家 1 戸当たり 840 円	稲沢市の制度に統一する。	生産組合長会 193 組合、7,050 戸 報償費 均等割 3,580 円 戸数割 118 円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
野菜生産出荷安定事業	指定野菜需給安定基金積立補助金対象 冬春キャベツ、ほうれんそう、冬春なす、冬にんじん、春はくさい 補助率 生産者が造成に要する経費の1/3以内	制度なし	制度なし	稲沢市の制度に統一する。	指定野菜需給安定基金積立補助金対象 冬春キャベツ、ほうれんそう、冬春なす、冬にんじん、春・秋冬はくさい、ブロッコリー、みつば補助率 生産者が造成に要する経費の1/3以内	祖父江支所
農業振興奨励補助	補助額 業用施設、機械等償却資 産税相当額の1/2以内 対象期間 3年間	制度なし	制度なし	稲沢市の制度に統一する。	補助額 農業用施設、機械等償却 資産税相当額の1/2以内 対象期間 3年間	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
						各市民センター
農業者団体等指導育成活動事業	補助対象団体 稲沢市植木生産振興会 稲沢市緑化樹木研究会 稲沢市花き生産組合 稲沢市でき生産組合	補助対象団体 祖父江町植木生産振興会 祖父江町花き園芸振興会 祖父江町でででは、 祖父江町では、 祖父江町では、 祖父江町では、 祖父江町をでは、 祖父江町をでは、 祖父江町長組合 祖父江町長岡生活改善実行グループ 祖父江町4Hクラブ	補助対象団体 平和町園芸組合 平和町果樹苗木生産組合 平和町花き園芸組合 平和町バちご生産組合 平和町水耕ミツバ生産組合 平和町水耕トマト生産組合 平和町造園組合 平和町農業士会	当面は、現行のとおり継続する。 ただし、新市において一元化に向けて調整する。	補助 インス は できない できない できない できない できない できない できない できない	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
農業用廃プラスチック等 適正処理補助金	補助率 農業用使用済塩化ビニルフ イルムの処理に要する経費の 1/3以内	補助率 農業用使用済塩化ビニルフ イルムの処理に要する経費の 1/3以内	補助率 農業用使用済塩化ビニルフ イルムの処理に要する経費の 1/3以内	現行のとおりとする。	補助率 農業用使用済塩化ビニルフ イルムの処理に要する経費の 1/3以内	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
近代化資金利子補給	補助対象経費 農業近代化資金助成法に基 づき県が定める融資期間が融 資した資金の額 補助率 県が行う利子補給率(特別利 子補給分は除く)の1/2	補助対象経費 農業近代化資金助成法に基	補助対象経費 農業近代化資金助成法に基 づき県が定める融資期間が融 資した資金の額 補助率	稲沢市の制度に統一する。 ただし、合併までに承認され たものは現行制度を適用する。	補助対象経費 農業近代化資金助成法に基 づき県が定める融資期間が融 資した資金の額 補助率 県が行う利子補給率(特別利 子補給分は除く)の1/2	
農業経営基盤強化資金利 子補給	貸付限度額 個人 150,000,000円 法人 500,000,000円 償還期限 25年以内(措置期間10年以内) 補給率 概ね0.2%~0.3%	貸付最高限度額 個人 150,000,000円 法人 500,000,000円 償還期限 25年以内(据置期間10年以内) 3.5%を実質金利に引き下げるのに必要な額の1/3に相当 する額	3.5%を実質金利に引き下げ	稲沢市の制度に統一する。 ただし、合併までに承認され たものは現行制度を適用する。	貸付限度額 個人 150,000,000円 法人 500,000,000円 償還期限 25年以内(措置期間10年以内) 補給率 概ね0.2%~0.3%	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
地域農政対策事業	認定農業者等育成事業 農業経営改善計画の検討会	認定農業者等育成事業 農業経営改善計画の検討会	認定農業者等育成事業 農業経営改善計画の検討会	新市において、制度の見直し を図る。	認定農業者等育成事業 農業経営改善計画の検討会	稲沢市役所 祖父江支所

行政サービス	現稲沢市	現	祖父江町	現平和	IHT	協定項目内容	合併後	受付場所等
	(年4回:委員6. 稲沢市構造政策推進 (年4回:委員15 組織化検討	会議	目なし	随時 組織化予定なし			(年4回:委員8人) 稲沢市構造政策推進会議 (年4回:委員27人) 組織化検討	平和支所
農業振興地域整備計画	特別管理 平成 15 年一般管理 年 4 回		定	特別管理 平成 直し 一般管理 年 4	15~16 年度見回	現行の計画を新市に引き継ぎ 、平成20年を目標として見直し をする。	特別管理 平成 17 年度見直し 一般管理 年 4 回 新市の現状に沿った計画と するため、平成 17 年度に見 すもの。	
集落推進費補助	補助額 均等割 500円/戸	補助額 i 均等割	500 円/戸	補助額 均等割 400 F	円/戸	地域の実情を踏まえ、新市に おいて調整を図る。	補助額 均等割 500円/戸	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
景観形成作物推進費補助	コスモス 63,250円 バラ 30,000円 レンゲ 33,000円 菜の花 48,500円 平成 16 年度で廃	]/10a ]/10a ]/10a		制度なし		地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。	廃止	
集荷円滑化対策助成加入 推進費補助金	補助額 水田農業構造改革 交付要件である集荷 策の農家拠出金の一部 水稲作付面積 500	「円滑化対 交付要件で	養構造改革交付金の である集荷円滑化対 L出金の一部	補助額 水田農業構造 交付要件である 策の農家拠出金の 水稲作付面積	改革交付金の 集荷円滑化対	現行のとおりとする。	補助額 水田農業構造改革交付金の 交付要件である集荷円滑化を 策の農家拠出金の一部 水稲作付面積 500円/10a	
商工会議所等補助金	商工会議所補助金 補助対象 運営費の- 事業費及び給与額 工業の振興発展に もの	商工業振興 一部(一般 補助対象 )とし、商 業、経営 :寄与する 件費、経	理事業補助金 地域総合振興事 改善普及事業職員人 営改善普及事業指導 理費で町長が認めた 15,000,000 円	産業振興補助金 補助対象 地 業、経営改善部 費で町長が認	!域総合振興事 普及事業、管理	現行のとおりとする。	稲沢商工会議所補助金 補助率 一般事業 一般事業 一般事業費の1/2 経営改善普及事業 補助対象事業費から 額を補助 限度額 7,700,000円 祖父江町商工会補助金 補助率 地域総合振興事業 地域総合振興事業 地域総合振興事業 も、2 経営改善強力をいた。 を補助対象事業費がある。 は、2 経営改善等 補助対象事業費がある。 は、2 経営改善等 前の補助金を除いた。 を補助 国・県の補助金を除いた。 を補助 限度額 15,900,000円	ה. ה

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
					補助率 地域総合振興事業 地域総合振興事業費の 1/2 経営改善普及事業 補助対象事業費から 国・県の補助金を除いた額 を補助 限度額 12,000,000円	
中小企業相談所補助金	補助対象 小規模事業者の経営に関す る改善向上、相談、指導、技術 等の経営改善普及事業とし、 国、県の補助金を除いた額 補助額 4,200,000円	制度なし	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。	上記の商工会議所等補助金に 統合する。	
中小企業振興奨励	施設を新設又は増設した場合、 対象施設に対する固定資産税相 当額の1/2の奨励金を3年間 交付		制度なし	現行3年間の給付を1年間に 短縮し、合併時に稲沢市の制度 に統一する。	The state of the s	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
商業団体等事業費補助	補助率 共同施設、共同事業 補助対象経費の20%(街 路灯の新設は補助対象経費 の40%) 電灯料 街路灯1基当たり720円 ~5,020円(40W以下~301W 以上の段階的補助)	電灯料 街路灯1基当たり 5,406円	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一 する方向で調整する。 ただし、電灯料補助については 50%補助とする。	補助率 共同施設、共同事業 補助対象経費の20% (街 路灯の新設は補助対象経費 の40%) 電灯料 4月1日から翌年の3月31 日までに支払った電灯料の 50%	稲沢市役所
信用保証料助成	補助率 融資金額100万円以下 保証料の全額 同金額100万円超200万円以下 保証料の60% 同金額200万円超500万円以下 保証料の40% 同金額500万円超 保証料の30%	補助率 融資金額300万円以下 保証料の全額 同金額300万円超500万円以下 保証料の70% 同金額500万円超 保証料の40%	補助率 融資金額1,000万円以下 保証料の 50%	新たにセーフティーネット保証も補助対象として、融資金額500万円以下については保証料の2/3補助、500万円超(1,250万円限度)については保証料の1/3補助とする。	融資金額500万円以下 保証料の2/3	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
小規模事業資金融資	貸付限度額(運転資金) 1,000,000円 貸付期間 1年 利率 1.4%(平成 16年 10月1日現在) 保証人 2名必要	制度なし	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一する。	貸付限度額(運転資金) 1,000,000円 貸付期間 1年 利率 1.4%(平成 16 年 10月1日現在) 保証人 2名必要	稲沢市役所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
中小企業利子補給補助	制度なし	期間 融資を受けた日から 1 年間 助成率 利子の 1 / 4	期間 融資を受けた日から3 年以内 補助率 実支払利子額の内 10% 限度額 10万円	近隣市町の中庸となる利子の 40%を1年間補助する。	期間 融資を受けた日から 1 年以内の最終の償還期日 まで 補助率 利子の 40%	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
観光事業	さくらまつり あじさいまつり 稲沢まつり 夏まつり	そぶえ産業まつり さくらまつり いちょう黄葉まつり	へいわまつり さくらまつり サマーフェスタ	各種観光イベントについては 新市において検討する。	さくらまつり あじさいまつり 稲沢まつり 夏まつり そぶえまつり いちょう黄葉まつり へいわまつり サマーフェスタ	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
キャンペーン・レディー 事業	定数 3人 任期 1年(6月~翌年5月) 謝礼 1日 9,300円	制度なし	制度なし	現行のとおりとする。	定数 3人 任期 1年(6月~翌年5月) 謝礼 1日 9,300円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
障害者特別雇用奨励	補助額(月額・1人当たり) 重度障害者 5,000円 中度障害者 4,000円 軽度障害者 3,000円 補助期間 1年間	制度なし	制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一 する。	補助額(月額・1人当たり) 重度障害者 5,000円 中度障害者 4,000円 軽度障害者 3,000円 補助期間 1年間	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
中小企業退職金共済補助	補助額 共済契約を締結し、成立した月から起算して12か月分の掛金を納付した被共済者に係る12か月分の総額に10/100を乗じて得た額		制度なし	合併時に稲沢市の制度に統一 する。	補助額 共済契約を締結し、成立した月から起算して12 か月分の掛金を納付した被共済者に係る12 か月分の総額に10/100を乗じて得た額	
勤労者資金融資	普通貸付(生活資金) 限度額 200万円 期間 5年以内 貸付利率 年2.550% 担保 不要 保証人 保証機関 特別貸付(住宅資金) 限度額 1,000万円 期間 30年以内 貸付利率 固定 年3.350% 変動 年2.175% (平成16年10月1日	普通貸付(生活資金) 制度なし 特別貸付(住宅資金) 限度額 1,000万円 期間 30年以内 貸付利率 固定 年3.350% 変動 年2.175% (平成16年10月1日	普通貸付(生活資金) 制度なし 特別貸付(住宅資金) 限度額 600万円 期間 25年以内 貸付利率 固定 年3.350% 変動 年2.175% (平成16年10月1日 現在)	合併時に稲沢市の制度に統一する。	普通貸付(生活資金) 限度額 200万円 期間 5年以内 貸付利率 年2.550% 担保 不要 保証人 保証機関 特別貸付(住宅資金) 限度額 1,000万円 期間 30年以内 貸付利率 固定 年3.350% 変動 年2.175% (平成16年10月1日	稲沢市役所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	担保 必要 保証人 保証機関	担保 必要 保証人 連帯保証人( 町内 在住者 )	担保 必要 保証人 連帯保証人( 町内 在住者 )		担保 必要 保証人 保証機関	
消費生活モニター	人数 14 人(現員) 任期 1 年 報償 20,000円	制度なし	制度なし	稲沢市の事業を継続する。	人数 20人(定員20人以内) 任期 1年 報償 20,000円	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
消費生活相談	相談員 1人 相談日 毎月第3金曜日 10時~15時 場所 総合文化センター 謝礼 月額9,300円	制度なし	制度なし	稲沢市の事業を継続する。	相談員 1人 相談日 毎月第3金曜日 10時~15時 場所 稲沢市役所 謝礼 月額9,300円	稲沢市役所
消費生活展	開催期間 2日間 会場 総合文化センター 委託先 消費生活展運営委員会	事業なし	事業なし	稲沢市の事業を継続する。	開催期間 2日間 会場 勤労福祉会館 委託先 消費生活展運営委員会	稲沢市役所 祖父江支所 平和支所
量目検査	年 2 回実施 対象 32 品目 / 年	年 2 回実施 対象 22 品目 / 年	年 2 回実施 対象 22 品目 / 年	新市において県の基準取扱件 数で実施する。	年 2 回実施 対象 32 品目 / 年	稲沢市役所

# [ 事務事業の細目の調整状況(建設部会関係)]

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
公共下水道使用料	・一般用	・一般用	・一般用	・公共下水道の使用料については	・一般用	納付場所
	(一ヶ月単位・累進従量制)	(一ヶ月単位・累進従量制 )	(一ヶ月単位・累進従量制)	、合併時に新たな統一単価を設	(一ヶ月単位・ 累進従量制 )	・本庁
	基本使用料	基本使用料	基本使用料	定する。	基本使用料	・各支所
	10m³まで 1,100円	10m³まで 1,000円	10m³まで 1,150円	·	10m³まで 1,100円	・各市民センター
	超過使用料	超過使用料	超過使用料		超過使用料	・上下水道庁舎(現
	10m³超~20m³まで	10m³超~20m³まで	10m³超~20m³まで		10m³超~20m³まで	水道事務所)
	120円/m³	100円/m³	110円/m³		110円/m³	,
	20m³超~30m³まで	20m³超~30m³まで	20m³超~30m³まで		20m³超~30m³まで	
	140円/m³	130円/m³	120円/m³		130円/m³	
	30m³超~50m³まで	30m³超~40m³まで	30m³超~50m³まで		30m³超~50m³まで	
	160円/m³	160円/m³	140円/m³		160円/m³	
	50m³超~100m³まで	40m³超~50m³まで	50m³超~100m³まで		50m³超~100m³まで	
	180円/m³	190円/m³	160円/m³		180円/m³	
	100m³超~500m³まで	50m³超~500m³まで	100m³超~		100m³超~500m³まで	
	210円/m³	220円/m³	180円/m³		210円/m³	
	500m³超~	500m³超~			500m³超~	
	240円/m³	250円/m³			250円/m³	
	(注) 単価は、総額表示とはな	(注) 単価は、総額表示とはな	(注) 単価は、総額表示とはな		(注) 単価は、総額表示とはな	
	っておりません。別途、消	っておりません。別途、消	っておりません。別途、消		っておりません。別途、消	
	費税額が加算されます。	費税額が加算されます。	費税額が加算されます。		費税額が加算されます。	
	【参考】	【参考】	【参考】		【参考】	
	下水道使用料	下水道使用料	下水道使用料		下水道使用料	
	一般家庭1ヶ月の試算	一般家庭1ヶ月の試算	一般家庭1ヶ月の試算		一般家庭1ヶ月の試算	
	20m³ 2,415円	20m³ 2,100円	20m³ 2,362円		20m³ 2,310円	
	25m³ 3,150円	25m³ 2,782円	25m³ 2,992円		25m³  2,992円	
	30m³ 3,885円	30m³ 3,465円	30m³ 3,622円		30m³ 3,675円	
	・水道水以外の水を排除	・水道水以外の水を排除	・水道水以外の水を排除	・水道水以外の水を排除した場合	・水道水以外の水を排除	
	世帯人員1人につき1月6m <sup>3</sup>	世帯人員1人につき1月7m³	世帯人員1人につき1月7m <sup>3</sup>	の排水量の認定については、合	世帯人員1人につき1月6m³	
	・水道水と水道水以外の水を排除	・水道水と水道水以外の水を排除	・水道水と水道水以外の水を排除	併時に稲沢市の制度に統一す	・水道水と水道水以外の水を排除	
	水道の使用水量と世帯人員1人	水道の使用水量と世帯人員1人	水道の使用水量と世帯人員1人	る。	水道の使用水量と世帯人員1人	
	につき1月3m³を加算した量	につき1月3m³を加算した量	につき1月3.5m³を加算した量		につき1月3m³を加算した量	
農業集落排水施設使用	・水道水使用の場合	・水道水使用の場合	・水道水使用の場合	・使用料については、処理区を定	・1 市 2 町現行のとおり	納付場所
米斗	(一ヶ月単位・累進従量制)	(一ヶ月単位・累進従量制)	(一ヶ月単位・累進従量制)	め現行のとおりとする。	使用料は現況を参照	・本庁
	基本料金 1,000円	基本料金 1,000円	基本料金 600円			・各支所
	使用料金	使用料金	使用料金			・各市民センター
	11m³~20m³ 100円/m³	11m³~20m³ 100円/m³	0m³~10m³まで 80円/m³			・上下水道庁舎(現
	21m³~30m³ 130円/m³	21m³~30m³ 130円/m³	10m³超~20m³まで 90円/m³			水道事務所 )
	31m³~40m³ 160円/m³	31m³~40m³ 160円/m³	20m³超~30m³まで 110円/m³			
	41m³~50m³ 190円/m³	41m³~50m³ 190円/m³	30m³超~50m³まで 130円/m³			
	51m³以上 220円/m³	51m³以上 220円/m³	50m³超~100m³まで150円/m³			
			100m³超~ 160円/m³			
	(注) 単価は、総額表示とはな	(注) 単価は、総額表示とはな	(注) 単価は、総額表示とはな			
	っておりません。別途、消	っておりません。別途、消	っておりません。別途、消			
	費税額が加算されます。	費税額が加算されます。	費税額が加算されます。			
	【参考】	【参考】	【参考】			
	一般家庭1ヶ月の試算	一般家庭1ヶ月の試算	一般家庭1ヶ月の試算			
	水道水等使用の場合	水道水等使用の場合	水道水等使用の場合			

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	20m³ 2,100円	20m³ 2,100円	20m³ 2,415円			
	25m³ 2,782円	25m³ 2,782円	25m³ 2,992円			
	30m³ 3,465円	30m³ 3,465円	30m³ 3,570円			
	・水道水以外使用の場合	・水道水以外使用の場合	・水道水以外使用の場合			
	基本料金	基本料金	専用住宅は世帯員1人につき1			
	世帯員1人まで 1,000円	1,000円	使用月 7m³			
	加算料金	加算料金				
	世帯員1人増すごとに800円	世帯員1人 580円				
	・水道水と水道水以外の水を併用		・水道水と水道水以外の水を併用			
	した場合	した場合	した場合	した場合の排出量は、合併時に	した場合	
	水道使用水量と世帯員 1 人に	水道使用水量と世帯員1人につ	水道使用水量と世帯員1人につ		水道使用水量と世帯員 1 人に	
	つき 1 使用月 3m³を加算した	き1使用月3m³を加算した排出	き1使用月3.5m <sup>3</sup> を加算した排	制度に統一する。	つき 1 使用月 3m³を加算した	
	排出量	量	出量		排出量	
	制度なし	制度なし	・水道水使用の場合	・使用料については、現行のとお	・水道水使用の場合	納付場所
施設使用料			(1ヶ月単位)	りとする。	(1ヶ月単位)	・本庁
			基本料金 2,000円		基本料金 2,000円	・各支所
			使用料金 90円/m³		使用料金 90円/m³	・各市民センター
			(注) 単価は、総額表示とはな		(注) 単価は、総額表示とはな	・上下水道庁舎(牙
			っておりません。別途、消		っておりません。別途、消	水道事務所 )
			費税額が加算されます。 【444】		費税額が加算されます。	
			【参考】			
			1ヶ月の試算			
			20m³ 3,990円			
			25m³ 4,462円			
			30m <sup>3</sup> 4,935円		マングットリカ 体田の担合	
			・水道水以外使用の場合		・水道水以外使用の場合	
			専用住宅は世帯員1人につき1 使用月7m <sup>3</sup>		基本料金 世帯員1人まで 1,000円	
			使用月/111		加算料金   1,000円	
					世帯員1人増すごとに800円	
					世帯員「八相りここに000 ]	
			・水道水と水道水以外の水を併用		 ・水道水と水道水以外の水を併用	
			した場合		した場合	
			水道使用水量と世帯員1人につ		水道使用水量と世帯員 1 人に	
			<ul><li>お足区/バボ星ととお買りへにつき</li><li>き1使用月3m³を加算した排出</li></ul>		つき 1 使用月 3m <sup>3</sup> を加算した	
					排出量	
公共下水道事業受益者	単位金額(円/m²)×土地の面積	単位金額(円/㎡)×土地の面積		・受益者負担金の額については、	・現行の負担区の金額	納付場所
負担金	負担金の額(単位金額)	負担金の額(単位金額)	負担金の額(単位金額)	現行のとおりとする。なお、合	負担金の額(単位金額)	・本庁
一括納付報奨金	第1負担区 500円/㎡	第1負担区 450円/㎡	第1負担区 470円/㎡	併後の新規負担金の額の決定	第1負担区 500円/㎡	・A支所
3	第 2 負担区 250 円/㎡		第 2 負担区 470 円/㎡	については、新市において調整	第 2 負担区 250 円/㎡	・各市民センター
	第3~7負担区 500円/㎡		一画地につき	する。	第3~7負担区 500円/㎡	・上下水道庁舎(牙
			基本額 230,000 円		祖父江第1負担区	水道事務所)
			限度額(原則) 502,600円		450円/㎡	• ,
	【参考】	【参考】	【参考】		平和第1・2負担区	
<u>l</u>	単位金額 500円/㎡の場合				470 円/㎡	
		100㎡の場合 45,000円	100㎡の場合 277,000円		平和第1・2 負担区につい	
	100㎡の場合 50,000円		1 2		ては、一画地につき、基本額	
	100㎡の場合 50,000円 200㎡の場合 100,000円	200㎡の場合 90,000円	200㎡の場合 324,000円		「は、一凹地に ノご、 埜平領	
		200㎡の場合 90,000円 300㎡の場合 135,000円	200㎡の場合 324,000円   300㎡の場合 371,000円		が 230,000 円、限度額(原則)	
	200㎡の場合 100,000円	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,			

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	T	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
111111111111111111111111111111111111111	500㎡の場合 300,000円		0,000円	現		DI/TIQ	文门场们书
	・下水道受益者負担金の一括納付報奨金 負担金の額(第2期以降の単価)× 6/1,000×月数(納期前に係る月数) 限度額 250,000円			・下水道受益者負担金の一括納付 報奨金 制度なし	・一括納付報奨金については、合併時に稲沢市の制度に統一する。	・下水道受益者負担金の一括納付報奨金 負担金の額(第2期以降の単価)× 6/1,000×月数(納期前に係る月数) 限度額 250,000円	
	負担金額 132,200 円(土地 264.4	8 ㎡)の場合	I	J.			
	納 A	相類 報奨金額 B	差引納付額 A - B	額 割引率 B / A			
	一括納付すると	,200 <sup>円</sup> 21,380 <sup>円</sup>	110,82	20 円 16.2%			
	一括納付すると	,600 <sup>円</sup> 13,300 <sup>円</sup>	92,30	00円 12.6%			
	一括納付すると	,200 <sup>円</sup> 7,120 <sup>円</sup>	72,08				
	一括納付すると 52	,800 <sup>円</sup> 2,850 <sup>円</sup>	49,95				
	- 括納付すると 26	,400 <sup>円</sup> 470 <sup>円</sup>	25,93	1.8%			
農業集落排水施設建設	分担金の総額	分担金の総額		分担金の総額	・農業集落排水事業実施中及び完	合併後の新規地区	納付場所
事業受益者分担金分担金の算定方法	事業費の10% (測量試験費、工事雑費、補償 費を除く) 分担金額 × 給水(水道)管 断面積(cm²) 新規分担金(単位分担金額) 千代地区 278,643円 水道管口径13mmの場合 367,800円 水道管口径20mmの場合 874,900円 天池地区 249,763円 水道管口径13mmの場合 329,600円 水道管口径20mmの場合 784,200円	事業費の5% (用地費、事務費、7 を除く) 分担金の額 分担金総額/受益者 新規分担金(1口当7 長岡東部地区 39	数	農村総合整備モデル事業 事業費の10% 農業集費の10% 単独土地費の20% (用地ででは、水道工事費を除く) 分担金総額/世帯数 (限度額 502,600円) 新規分担金(1口当たり) 六輪 400,000円 城西・嫁振、前浪、三宅の名浄化センター 城西できません。	了地区の受益者分担金の額については現行のとおりとし、合併後に新たに事業が実施される地区については、稲沢市の例による額とする。	分担金の総額 事業費の10% (測量試験費、工事雑費、補償	・本庁 ・各支所 ・各市民センター ・上下水道庁舎(現 水道事務所)

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
コミュニティ・プラント 施設建設事業受益者分担金	制度なし	制度なし	分担金の総額 事業費の20%以内 (用地費及び水道工事費を除 く) 分担金の額 分担金の総額を世帯数で除し て得た額。 (最高限度額 502,600円) 新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500円	・コミュニティ・プラント事業の 受益者分担金及び使用料につ いては、現行のとおりとする。	分担金の総額 事業費の20%以内 (測量試験費、工事雑費、補 償費を除く) 分担金の額 分担金の総額を世帯数で除し て得た額。 新規分担金 平六コミプラ浄化センター 410,500円	納付場所 ・本庁 ・各支所 ・各市民センター ・上下水道庁舎(現 水道事務所)
公共下水道事業における公共ます設置基準	設置個数 ・住宅等のある土地 1戸につき1個 ・更地 1筆につき1個 ・増設 500㎡を超えるごとに1個を超えるが移設と費用負担 ・労争による譲渡又は借地権等の設定があった場合 ・土地利用形態の変更があった場合 個人負担 ・規定個数で汚水を集中することが困難な場合 ・建物等の増改築又は新築合 ・は続が不可能な場合	の設定があった場合 ・土地利用形態の変更があった場合 個人負担 ・規定個数で汚水を集中することが困難な場合 ・建物等の増改築又は新築に伴い、接続が不可能な場合 管理	設置個数 ・一画地 1個 住宅等の建築が不可能な土地は設置しない。 増設及び移設 町負担 ・申請時の一画地1個  個人負担 ・建物等の増改築又は新築に伴い、接続が不可能な場合 ・規定個数で汚水を集中することが困難な場合 管理		設置個数 ・住宅等のある土地	申請場所 ・上下水道庁舎(現 水道事務所) ・各支所
指定工事店登録手数料 (下水関係)	・市が管理 排水設備指定工事店指定手数 料 5,000円 排水設備責任技術者登録手数 料 2,000円		・使用者が管理制度なし	・合併時に稲沢市の制度に統一する。 現在指定又は登録されている排水設備指定工事店又は排水設備責任技術者については、 新市に引き継ぐ。	・市が管理 排水設備指定工事店指定手数 料 5,000円 排水設備責任技術者登録手数 料 2,000円	申請場所 ・上下水道庁舎(現 水道事務所)
水洗便所改造等の資金借入れ利子補給	融資あっせんの対象及び額 くみ取り便所の水洗便所へ の改造費用並びに同時施工 する排水設備費用 ・借入金の限度額 便所が1箇所の場合 60万円 便所が2箇所以上ある場合 100万円 し尿浄化槽の廃止工事費用 及び同時施工する排水設備 費用 ・借入金の限度額 し尿浄化槽1箇所の場合	改造費用 ・し尿浄化槽の撤去費用 ・排水設備の設置費用のうち、 排水管及び排水渠にかかる 費用 ・その他町長が必要と認める費 用 ・借入金の限度額	利子補給の対象及び額 ・くみ取り便所の水洗便所への 改造費用 ・し尿浄化槽の撤去費用 ・排水設備の設置費用のうち、 排水管及び排水渠にかかる 費用 ・その他町長が必要と認める費 用 ・借入金の限度額 1件につき 100 万円	・水洗便所改造資金の利子補給については、合併時に中島郡祖父江町の制度に統一する。	利子補給金の対象及び額 ・くみ取り便所の水洗便所への 改造費用並びに同時施行す る排水設備費用 ・し尿浄化槽の廃止工事費及び 同時施行する排水設備費用 ・その他市長が必要と認める費 用 ・借入金の限度額 1件につき 100 万円	申請場所 ・上下水道庁舎(現 水道事務所) ・各支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	 合併後	 受付場所等
	40 万円 し尿浄化槽 2 箇所以上ある 場合 60 万円 融資あっせんの期限 処理開始日から 3 年以内 融資あっせんの条件 ・融資あっせんの金融機関 市長の定める金融機関 ・融資金に係る利率	借入れ期限 供用開始年月日から3年以内 借入れの条件 ・借入金融機関 祖父江町指定金融機関、祖父 江町収納代理金融機関、農林 漁業金融公庫資金	借入れ期限 供用開始年月日から3年以内 借入れの条件 ・借入金融機関 規定なし		借入れ期限 供用開始年月日から3年以内 借入れの条件 ・借入金融機関 市長の定める金融機関	
	政府資金貸付利率 ・利子補給 融資に係る利子相当額を年度 末に補給。 ・融資金の償還	・利子補給金の限度額 年 43,000 円以内。 ・利子補給 支払利息に対して、年度末に 補給	・利子補給金の限度額 借入れ利率の 3%部分を上限 に補給。		・利子補給金の限度額 年 43,000 円以内。 ・利子補給 支払利息に対して、年度末に 補給	
	60 月以内の元利均等月賦償還 (繰上償還可能) 対象事業 ・公共下水道事業	・借入金の償還 36 月以内の元利均等方式 (繰上償還可能) 対象事業 ・公共下水道事業 ・農業集落排水事業	・借入金の償還 36 月以内の元利均等方式 (繰上償還可能) 対象事業 ・公共下水道事業 ・農業集落排水事業		・借入金の償還 36 月以内の元利均等方式 (繰上償還可能) 対象事業 ・公共下水道事業 ・農業集落排水事業	
都市計画審議会	都市計画審議会委員 15名 市議会議員 7名 学識経験者 6名 関係行政機関代表 2名 委員報酬 会長 9,300円(日額) 委員 9,300円(日額) 委員の任期 2年 (H17.10.22)	都市計画審議会委員 10名 町議会議員 4名 学識経験者 4名 地域代表 2名 委員報酬 会長 13,900円(年額) 委員 13,900円(年額) 委員の任期 2年 (H18.3.31)	・コミュニティ・プラント事業 都市計画審議会委員 9名 町議会議員 4名 学識経験者 4名 関係行政機関代表 1名 委員報酬 会長 4,700円(日額) 委員 4,100円(日額) 委員の任期 1年 (H17.5.6)	・都市計画審議会については、合併時に稲沢市に統一する。委員の選出方法については、新市において調整する。	・コミュニティ・プラント事業 委員の定数 15人(変更なし) 委員の構成 (1)市議会議員からの選出 (7人) 5人 (2)学識経験委員 (8人) 10人 ・一宮建設事務所長 1人 ・稲沢警察署長 1人 ・農業代表者 1人 ・農業代表者 1人 ・商工業代表者(1人) 3人 ・市長の選任による委員 4人 委員の任期 2年 平成 17年 10月 23日 ~平成 19年 10月 22日まで	
緑の保全及び緑化の推進助成金	保存樹助成金 幹回り 1.5m以上の樹木 1,500 円 面積 500 ㎡以上の樹林 5,000 円 生垣設置助成金 公道に面して延長 2m以上、高 さ 0.9m以上の生垣を設置し たものに対し助成 新設 60,000 円限度額 既存のプロック塀等を取壊し設 80,000 円限度額	・保存樹助成金 制度なし ・生垣設置助成金 制度なし	・保存樹助成金 制度なし ・生垣設置助成金 制度なし	・緑化事業の各種助成金等については、合併時に稲沢市の制度に統一する。	保存樹助成金 幹回り 1.5m以上の樹木 1,500 円 面積 500 ㎡以上の樹林 5,000 円 生垣設置助成金 公道に面して延長 2m以上、高 さ 0.9m以上の生垣を設置し たものに対し助成 新設 60,000 円限度額 既存のプロック塀等を取壊し設 置 80,000 円限度額	申請場所 ・保存樹助成金 本庁 ・生垣設置助成金 本庁 各支所

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
都市公園施設の占用料	使用料	使用料	使用料	・公園占用等は、合併時に稲沢市	使用料	受付場所
都市公園施設の占用料	使用料 ・公園施設を設ける場合     1㎡1年につき 2,200円 ・公園施設を管理する場合     1㎡1年につき 3,400円 ・電柱その他これらに類するにのののではでいる。 1年でののではではではではではではではではではではではではではではではではではでは	使用料 ・公園施設を設け又は管理する 場合 1㎡1年にの規定で開発側の規定にの規定を設ける。 「世界料徴収条例の規定に類するに類するに類するに類するに類するの他のののででではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	使用料全公園なし	・公園占用等は、合併時に稲沢市の制度に統一する。	使用料 (平成17年4月1日から適用) ・公園施設を設ける場合 1㎡1年につき 2,200円 ・公園施設を管理する場場の 1㎡1年につき 3,400円 ・電柱その他これらに 1本(のののではでいるのででででででででででででででででででででででである。 ののでででででででである。 が業のででである。 が業のででである。 が業のでである。 は、対のででである。 は、対のででである。 は、対のででである。 は、対のででは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	受付場所・本庁(都市計画課)・本庁(都市公園のうち頭のうち頭が設とのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない
	imigle ye				1m <sup>2</sup> 1日につき 6円	
有料公園使用料	・稲沢公園 電気施設 1時間210円 ・奥田公園 テニスコート 1コート2時間420円 照明施設 1コート1時間420円	該当なし	該当なし	・有料公園は、現行のとおり新市に引き継ぐ。	・稲沢公園 電気施設 1時間210円 ・奥田公園 テニスコート 1コート2時間420円 照明施設 1コート1時間420円	受付場所 ・本庁(スポーツ課) 稲沢公園につい ては、本庁(都市計 画課)
都市計画図等のコピー	・都市計画図等のコピー代 10 円	·都市計画図等の複写証明手数料 200 円	・都市計画図等のコピー代 10円	・都市計画図等のコピーは、稲沢 市及び中島郡平和町の制度に 統一する。	・都市計画図等のコピー代 10 円	販売場所 ・本庁 ・各支所
生産緑地の指定	・生産緑地指定 99 団地、12.0ha 市街化区域 661ha に対する割 合 1.8% ・買取り申し出	・該当なし	・該当なし	・生産緑地については、合併時に 稲沢市の制度に統一する。 1市2町の統一に伴い、速やか に手続きを行う。	・祖父江・平和区域については、 速やかに生産緑地の指定手続 を行う。	買取り申し出場所
屋外広告物	許可が必要な地域(許可地域) ・市の区域の全部	許可が必要な地域(許可地域) ・市街化区域 ・名鉄尾西線沿線両側 1km 以内	・市街化区域		許可が必要な地域(許可地域) ・市の区域の全部 県屋外広告物条例 合併により新たに制限される 区域に現に表示又は設置され ている広告物については、3年 間は許可の規定が適用されな い旨の附則が追加される予定。	申請場所 ・本庁
市営住宅家賃	市営住宅 梅須賀団地、梅須賀東団地、西 島団地、堀田団地、矢合団地 現在、矢合団地のみ募集中 家賃 家賃=家賃算定基礎額×応益 係数	・該当なし	・該当なし	・公営住宅使用料については、現行のとおりとする。	市営住宅 梅須賀団地、梅須賀東団地、西 島団地、堀田団地、矢合団地 現在、矢合団地のみ募集中 家賃 家賃=家賃算定基礎額×応益 係数	申請場所 ・本庁 納付場所 ・本庁 ・各支所 ・各市民センター

行政サービス		現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	H16年度家賃	757 4 5			H16年度家賃	2416 2001 5
	矢合団地17,200円~43,500円				矢合団地17,200円~43,500円	
	(応益係数0.4649~0.5348)				(応益係数0.4649~0.5348)	
市営祖父江町住宅家賃	・該当なし	町営住宅	・該当なし	・公営住宅使用料については、現	市営祖父江町住宅	申請場所
		森上住宅、甲住宅		行のとおりとする。	森上団地、甲団地	・本庁
		家賃			家賃	納付場所
		森上住宅 1,500円~2,700円			森上団地 1,500円~2,700円	・本庁
		甲住宅 1,500円~2,700円			甲団地 1,500円~2,700円	・各支所
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	・各市民センター
優良宅地造成認定手数	造成宅地の面積	造成宅地の面積	造成宅地の面積		造成宅地の面積	申請場所
料	0.1ha未満 92,000円	1件 86,000円	1件 86,000円		0.1ha未満 92,000円	・本庁
	0.1ha以上0.3ha未満140,000円	, , , ,	, , , ,		0.1ha以上0.3ha未満140,000円	
	0.3ha以上0.6ha未満200,000円				0.3ha以上0.6ha未満200,000円	
	0.6ha以上1 h a 未満280,000円				0.6ha以上1h a 未満280,000円	
	1ha以上3ha未満 420,000円				1ha以上3ha未満 420,000円	
	3ha以上6ha未満 550,000円				3ha以上6ha未満 550,000円	
	6ha以上10ha未満 710,000円				6ha以上10ha未満 710,000円	
	10ha以上 930,000円				10ha以上 930,000円	
優良住宅新築認定手	床面積の合計	床面積の合計	床面積の合計		床面積の合計	 申請場所
数料	100㎡以下 6,300円	100㎡以下 6,200円	100㎡以下 6,200円		100㎡以下 6,300円	・本庁
	100㎡を超え500㎡以下	100㎡を超え500㎡以下	100㎡を超え500㎡以下		100㎡を超え500㎡以下	
	9,200円	8,600円	8,600円		9,200円	
	500㎡を超え2,000㎡以下	500㎡を超え1,000㎡以下	500㎡を超え2,000㎡以下		500㎡を超え2,000㎡以下	
	14,000円	13,000円	13,000円		14,000円	
	2,000㎡を超え10,000㎡以下	,	2,000㎡を超え10,000㎡以下		2,000㎡を超え10,000㎡以下	
	37,000円		35,000円		37,000円	
	10,000㎡を超えるもの		10,000㎡を超えるもの		10,000㎡を超えるもの	
	46,000円		43,000円		46,000円	
建築物の確認申請等	取扱事務	取扱事務	取扱事務	・建築基準法に関する事務につい	取扱事務	申請場所
	・進達事務 1から3号建築物	・進達事務 1から4号建築物	・進達事務 1から4号建築物	ては、合併時に稲沢市の制度に	・進達事務 1から3号建築物	・本庁
	・限定特定行政庁	・特定行政庁は愛知県知事	・特定行政庁は愛知県知事	統一する。	・限定特定行政庁	
	4号建築物の確認			・受付窓口は、合併時に一元化す	4号建築物の確認	
	手数料	手数料	手数料	る。	5,2,,,,,	
	1市2町差異なし	1市2町差異なし	1市2町差異なし			
開発行為許可申請等	取扱事務	取扱事務	取扱事務	・合併時に稲沢市の制度に統一し	取扱事務	 申請場所
	・平成16年度から事務処理市	•愛知県市町村開発行政事務処理	・愛知県市町村開発行政事務処理	、窓口の一元化を図る。	・平成16年度から事務処理市	・本庁
		要綱の経由事務	要綱の経由事務			
		(受付、進達等)	(受付、進達等)			
民間木造住宅耐震診断	耐震診断 無料	耐震診断 無料	耐震診断 無料	·民間木造住宅耐震改修費補助事	耐震診断 無料	申請場所
・耐震改修費補助	耐震改修費補助の対象	耐震改修費補助の対象	耐震改修費補助制度なし	業については、合併時に稲沢市	耐震改修費補助の対象	・耐震診断
	・無料耐震診断の総合判定が	・無料耐震診断の総合判定が		の制度に統一する。	・無料耐震診断の総合判定が	本庁
	0.7未満と診断された住宅で			・受付窓口は、合併時に一元化す	0.7未満と診断された住宅で	各支所
	総合判定を1.0以上とする改			る。	総合判定を1.0以上とする改	・耐震改修費補助
	修工事	修工事			修工事	本庁
	・(財)愛知県建築住宅センター	・(財)愛知県建築住宅センター			・(財)愛知県建築住宅センター	
	による診断の得点が60点未	による診断の得点が60点未			による診断の得点が60点未	
	満と診断された住宅で総合				満と診断された住宅で総合	
	判定を1.0以上とする改修工	判定を1.0以上とする改修工			判定を1.0以上とする改修工	
	事	事			事	
	- 補助の対象経費	- 補助の対象経費		1	- 補助の対象経費	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	耐震改修工事費、設計及び耐震 改修計画に要する費用 補助金の額 ・耐震改修工事 1棟当たり60万円を限度 ・耐震改修計画 1棟当たり10万円を限度	耐震改修工事費、設計及び補強 計画に要する費用 補助金の額 1 棟当たり60万円を限度			耐震改修工事費、設計及び耐震 改修計画に要する費用 補助金の額 ・耐震改修工事 1棟当たり60万円を限度 ・耐震改修計画 1棟当たり10万円を限度	
道路占用	道路占用料 別紙1(稲沢市)参照	道路占用料 別紙1(祖父江町)参照	道路占用料 別紙1(平和町)参照	・占用料については、合併時に稲 沢市の制度に統一する。	道路占用料 稲沢市の道路占用料を適用	申請場所 ・本庁
公共用物占用	制度なし	制度なし	公共用物占用料 別紙 1 (平和町)参照	יי פיין און און און און און און און און און או	公共用物占用料 稲沢市の道路占用料を準用	<u>・ 中</u> 清場所 ・ 本庁
準用河川占用	制度なし	河川占用料河川管理規則で占用料を明記しているが、占用料の別表が省略されている。	河川占用料 ・電柱 1本 520円		準用河川占用料稲沢市の道路占用料を準用	申請場所 ・本庁
官民境界立会い			(CZ,000) J-A			申請場所 ・本庁 ・各支所
証明書の発行	・道路認定証明書、車両制限令に 基づく証明書、特殊車両通行許 可に基づく証明書、官民境界確 定証明書等	・道路認定証明書、車両制限令に 基づく証明書、特殊車両通行許 可に基づく証明書、官民境界確 定証明書等	・道路認定証明書、車両制限令に 基づく証明書、特殊車両通行許 可に基づく証明書、官民境界確 定証明書、地籍調査証明書等		・道路認定証明書、車両制限令に 基づく証明書、特殊車両通行許 可に基づく証明書、官民境界確 定証明書、地籍調査証明書等	申請場所 ・道路認服の事、 ・道路制限では ・道路間間では ・道の間では ・道の間では ・道のでは ・地籍のででは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地のでは ・地ので ・地ので ・地ので ・地ので ・地ので ・地ので ・地ので ・地ので

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	 協定項目内容	合併後	受付場所等
						平和支所
道路幅員の確認						確認場所
						・本庁
						・各支所
道水路維持補修						申請場所
						・本庁
						・各支所
道水路補助	制度なし	制度なし	補助率	・道水路補助制度については、合	廃止	
			道路新設工事 40/100以内	併時に廃止する		
			道路改良工事 30/100以内			
			水路新設工事又は水路改良工			
			事 50/100以内			
			舗装新設改良工事			
			(幅員3m以上4m未満)			
			60/100以内 (幅員4m以上) 70/100以内			
			通学通園用歩道新設工事			
			30/100以内			
			水路しゅんせつ清掃			
			(開きょの幅員1m以上)			
			25/100以内			
			(暗きょ水路) 50/100以内			
			道路側溝修繕工事 25/100以内			
			管渠新設改良工事 50/100以内			
材料支給制度	地元区からの要望により側溝等	制度なし	制度なし	・材料支給制度については、合併	廃止	
	の材料を支給			時に廃止する。		
道路認定基準	稲沢市道路認定基準	町道認定、寄附採納及び町道維	制度なし	・現市道・町道については新市に	稲沢市道路認定基準	
	・幅員 4m 以上で一般の交通の用	持補修工事等の内規		引き継ぐ。なお、道路認定基準	・幅員 4m 以上で一般の交通の用	
	に供する道路で権原のある道	1.町道認定基準		については、合併時に稲沢市の	に供する道路で権原のある道	
	路	(1)有効幅員1.5m以上で行き止		基準に統一する。	路	
	権原の取得が見込まれる道路				権原の取得が見込まれる道路	
	については道路に起点および				については道路に起点および	
	終点が国県道又は市道と連絡				終点が国県道又は市道と連絡	
	している道路又は起点終点の いずれかが国県道に連絡して	( )			している道路又は起点終点の いずれかが国県道に連絡して	
	いない道路の場合は車両の転	世間光争未守に関する指导 要綱」により帰属等する道路			いない道路の場合は車両の転	
	回に支障のない半径 6m以上	はこれによる。			回に支障のない半径 6m以上	
	の回転空地を有する道路	1601010600			の回転空地を有する道路	
	・土地区画整理法および土地改良				・土地区画整理法及び土地改良法	
	法に基づき築造された道路				に基づき築造された道路	
	・都市計画法第29条の開発行為に				・都市計画法第29条の開発行為に	
	伴う道路で32条の規定による				伴う道路で32条の規定による	
	公共施設の管理者の同意を得				公共施設の管理者の同意を得	
	た道路でかつ舗装工事及び側				た道路でかつ舗装工事及び側	
	溝工事等が完了した道路				溝工事等が完了した道路	/
土地開発公社	稲沢市土地開発公社	尾張土地開発公社	尾張土地開発公社	・中島郡祖父江町及び中島郡平和	稲沢市土地開発公社	
	・理事の定数	・設立団体(15 団体)	・設立団体(15 団体)	町が、合併の前日をもって尾張	・理事の定数	
	10名以上15名以内	日進市、東郷町、長久手町、西		土地開発公社の設立団体から	10名以上15名以内	
	現行 14名	枇杷島町、豊山町、師勝町、西		脱退するとともに、合併までに	H17.4.1以降 15名	
	・理事の構成	春町、春日町、清洲町、新川町、	春町、春日町、清洲町、新川町、	調整の上、稲沢市土地開発公社	・理事の構成	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	市議会議員からの選出 5年	五 大口町、扶桑町、木曽川町、祖	大口町、扶桑町、木曽川町、祖	を新市の土地開発公社として	市議会議員からの選出 8名	
	稲沢市農業委員会会長 14	3 父江町、平和町	父江町、平和町	存続させる。	稲沢市農業委員会会長 1名	
	知識経験者 14	3 ・理事の定数	・理事の定数		知識経験者 1名	
	助役 14	3 15名	15 名		助役 1名	
	市職員 6名	<b>名</b>			市職員 4名	
	・理事の任期	・理事の任期	・理事の任期		・理事の任期	
	2年	2 年	2年		2年	
	平成15年4月1日				平成17年4月1日	
	~ 平成17年3月31日まで				~ 平成19年3月31日まで	
	・監事の定数	・監事の定数	・監事の定数		・監事の定数	
	2 名	2 名	2名		2 名	
	・監事の構成				・監事の構成	
	稲沢市監査委員(市議会議員7	),			稲沢市監査委員(市議会議員か	
	らの監査委員) 1名				らの監査委員) 1名	
	収入役 1名				収入役 1名	
	・監事の任期	・監事の任期	・監事の任期		・監事の任期	
	2 年	2 年	2年		2 年	
	平成15年4月1日				平成17年4月1日	
	~ 平成17年3月31日まで				~ 平成19年3月31日まで	

## 別紙 1

路占用料	条例( <mark>稲沢</mark>				<u> 位:円</u>
		物件		単位	占用
	第1種電柱				1,2
	第2種電柱				1,8
高 +	第3種電柱				2,5
電柱、電	第1種電話	柱		1 本につき 1 年	1,1
線、変圧	第2種電話	柱			1,7
塔、郵便	第3種電話	柱			2,4
差出箱、	その他の柱	類			
公衆電話	変圧塔その他これ	1に類するもの及	び公衆電話所	1 1 1 1 1 1 T	1,6
所、広告	郵便差出箱			1個につき1年	6
塔その他	広告塔			表示面積1㎡につき1年	3,7
これらに		の他上空に	設ける線類	長さ 1m につき	
類するエ			設ける線類	ac IIII Je z c	
作物	路上に設け			1個につき1年	8
	地下に設け			上周に   1 m につき 1 年	5
				占用面積1㎡につき1年	1,6
<b>ル</b> 答 エ			<u>π</u>	山田町は「川にフローサ	1,0
水管、下水道等			<u>の</u> n未満のもの		
水道管、					
ガス管そ			n未満のもの	長さ 1m につき 1 年	1
の他これ			未満のもの	-	2:
らに類す			未満のもの		5
る物件	<u>外径が1.0</u> r				1,10
	その他これらに らに類する施設		び歩廊、雪よけ	占用面積1㎡につき1年	1,60
			階数が1の		А
地下街、	街、		もの		0.00
地下室、	地下街、地	地下街及び地	階数が2の	]   占用面積 1 ㎡につき 1 年	А
通路、浄	下室、通路	ド   次 び 地   もの		口の回復・川にフピー午	0.0
化槽その	その他こ	下至	階数が 3 以上の		А
他これら	れに類す		もの		0.00
に類する	る施設	上空に設	ける通路		2,50
施設		地下に設	ける通路		1,20
		その他の	もの		1,6
露店、商品等はる		一時的に	設けるもの	占用面積 1 ㎡につき 1日	;
品置場そ の他これ らに類す る施設	露店等	その他の	もの	占用面積1㎡につき1月	37
	看板(アーチ	一時的に	設けるもの	表示面積 1 ㎡につき 1月	3
看板、標	であるものを 除く。)	その他の	もの	表示面積1㎡につき1年	3,70
識、旗ざ	標識	<u>I</u>		1 本につき 1 年	1,30
お、パー		一時的に	設けるもの	1本につき1日	1,00
キング・	旗ざお	その他の		1本につき1月	37
メ - タ			<u> </u>	その面積 1 ㎡につき 1 日	3
一、幕及	幕	その他の		その面積 1 ㎡につき 1 月	37
びアーチ			<u>らの</u> 断するもの		3,70
	アーチ			1 基につき 1 月	
		その他の			1,80
丁重田长回	早担   辻にっ		いかきャルフトト ニイコ		2.
	、足場、詰所そ の他の工事用材			占用面積 1 ㎡につき 1 月	3

道路占用料条例	川(祖父江田	IT)	(	単位:円)
占用物件の種類			単位	占用料
	第1種電標	Ì	1本1年につき	1,100
	第2種電標	È	1本1年につき	1,700
	第3種電標	È	1本1年につき	2,300
	第1種電話		1本1年につき	970
電柱、電	第2種電話		1本1年につき	1,600
線、変圧	第3種電話		1本1年につき	2,200
塔、郵便差	その他の材	主類	1本1年につき	75
出箱、公衆	共架電線そ	·の他上空に設ける線類	長さ 1m1 年につき	10
電話所、広告 塔 そ の	地下電線そ	の他地下に設ける線類	長さ 1m1 年につき	5
一世にれら	路上に設し	ナる変圧器	1個1年につき	730
に類する	地下に設し	ナる変圧器	占用面積 1 ㎡ 1 年につき	500
工作物	変圧塔そ	の他これに類するも	4個4年につき	4 500
11170	の及び公舗	<b>衆電話所</b>	1個1年につき	1,500
	郵便差出紀	道	1個1年につき	630
	広告塔		表示面積 1 ㎡ 1 年につき	1,400
	その他の	もの	占用面積 1 ㎡ 1 年につき	1,500
	外径が 0.1	m 未満のもの	長さ 1m1 年につき	50
水管、下水道	外径が 0.1	m 以上 0.15m 未満のもの	長さ 1m1 年につき	75
管、ガス管そ	外径が 0.1	5m 以上 0.2m 未満のもの	長さ 1m1 年につき	100
の他これらに	外径が 0.2	m 以上 0.4m 未満のもの	長さ 1m1 年につき	200
類する物件		m 以上 1m 未満のもの	長さ 1m1 年につき	500
	外径が 1m l		長さ 1m1 年につき	1,000
鉄道、軌道その その他これらに		する施設及び歩廊、雪よけ	占用面積 1 m² 1 年につき	1,500
		階数が1のもの	占用面積 1 m² 1 年につき	A×0.003
地下街、地下		階数が2のもの	占用面積 1 m² 1 年につき	A×0.005
室、通路、浄	下室	階数が3以上のもの		A×0.006
化槽その他こ	上空に設し	ける通路	占用面積 1 ㎡ 1 年につき	910
れらに類する	地下に設し	 ける通路	占用面積 1 ㎡ 1 年につき	460
施設	その他の	もの	占用面積 1 ㎡ 1 年につき	1,500
露店、商品置場		際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 m² 1 日につき	14
その他これらに 類する施設	その他の		占用面積 1 ㎡ 1月につき	140
XX Y G BURX	看板(ア	一時的に設けるも	表示面積 1 ㎡ 1 月につ	140
	ーチであ	の	<u>ੇ</u>	
	るものを	その他のもの	表示面積 1 ㎡ 1 年につ	1,400
	除く。)	C 00 (0 0)	き	
看板、標識、	標識	C	1本1年につき	1,200
旗ざお、パー キング・メー	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	1本1日につき	14
ター、幕及び		その他のもの	1本1月につき	140
アーチ	幕(工事用施設であるも	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	その面積1㎡1日につき	14
	のを除く。)	その他のもの	その面積 1 ㎡ 1 月につき	140
	7 -	車道を横断するもの	1基1月につき	1,400
	アーチ	その他のもの	1基1月につき	680
工事用板囲、足竹木、瓦その他		他の工事用施設及び土石、	占用面積1 m²1月につき	140
防火地域内の建	築物を除去し	て、耐火建築物を建築する 店舗その他の仮設建築物	占用面積 1 ㎡ 1 月につき	150

道路、公共	用物の管理に関する条例( <mark>平和</mark>	町) (道	单位:円)
	占・使用物件の種類	単 位	占·使用料
電柱			850
電話柱(電	電柱であるものを除く)		310
`	主又は電話柱であるものを除	1本1年につき	260
く。)	. 十->		F00
その他の			560
安圧培で	·の他これらに類するもの及び i所	   1 個 1 年につき	790
郵便差出			310
広告塔		表面積1㎡1年につき	1,120
送電塔		ら 占用積1㎡1年につ き	630
7.0.10	線類	長さ 1m1 年につき	63
その他 のもの	線類以外のもの	占用積1㎡1年につき	790
ガス管	外径が 0.2m 未満のもの		63
水道管 配水管	外径が 0.2m 以上 0.4m 未満の もの		120
その他 これら	外径が 0.4m 以上 1.0m 未満の もの	- 長さ 1m1 年につき	310
に類す るもの	<del>400                                     </del>		630
軌条類			630
	履及び橋梁類	占用積 1 ㎡ 1 年につ	790
	地下に設ける道路(階数関係な	₹	560
看板(ア 一チで	一時的なもの	表面積1㎡1年につ き	110
あるも のを除	その他のもの	表面積1㎡1年につ き	1,120
<)	市送を供収するもの		4 400
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	1,120
+亜 ÷妕 米豆	その他のもの	1★1年につき	560
標識類	担 建筑田杉田 計に フるル	1本1年につき	630
上事用足   工事用材	- 場、建築用板囲、詰所、その他 - 料置場	占用積1㎡1年につ	110
仮設建築		き	79

## [ 事務事業の細目の調整(文教部会関係)]

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
学校・校数	小学校 14校 中学校 7校 転入学通知書 市民課	小学校 6 校 中学校 1 校 児童生徒入学通知書 ・・教育課	小学校 3 校 中学校 1 校 入学通知書 教育課		変更なし	転入学通知書の発行については、市民課及び支所、市民福祉課にて発行する。
・通学区域	各学校区において規定されている 範囲 稲沢東小学校 稲沢西小学校 清水小学校 片原一学校 片原一学校 「田分小学校 「大田小学校 大里東小学校 大里東小学校 大里東小学校 大東東小学校 大東小学校 不津小学校 不津小学校 不はいか学校 ではいかができる。 では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	各学校区において規定されている範囲 祖父江小学校 山崎小学校 領内小学校 東甲小学校 牧川小学校 長岡小学校	各学校区において規定されている範囲 法立小学校 六輪小学校 三宅小学校	学校の通学区域については、現行のとおりとする。	現行どおり	
	稲沢中学校 明治中学校 千代田中学校 大里中学校 治郎丸中学校 稲沢西中学校 大里東中学校	祖父江中学校	平和中学校			
集団宿泊活動	セミナーハウス活動(市内) 対象 中学1年生 場所 セミナーハウス(稲沢) 1泊2日	キャンプ 対象 中学2年生 場所 国立信州高遠少年自然の家 2泊3日 補助 参加補助 1人1,000円	自然教室推進事業 対象 中学1年生 場所 国立若狭湾少年自然の家 2泊3日	稲沢市の制度に統一する。	稲沢市セミナーハウスを使用し、中学1年生対象に活動を行う。	
野外教育活動	野外教育活動 対象 小学5年生 場所 愛い理別教育センター他 2泊3日	自然教室推進事業 対象 小学5年生 場所 愛児県地高原少年自然の家 2泊3日 経費 町負担	野外教育活動 対象 小学5年生 場所 愛知県野外教育センター 2泊3日	施する。 実施方法については、各学校 に委ね、参加費については個人負 担とする	各小学校運営方針により、実施する。 対象 小学5年生	
英語指導助手派遣業務	中学校(7校)民間派遣委託 4名臨時職員 1名小学校(14校)不定期に訪問中学校の指導助手	中学校(1校) 民間派遣委託 1名 小学校(6校) 不定期に訪問 中学校の指導助手	中学校(1校) 民間派遣委託 1名 小学校(3校) 民間派遣委託 1名	平成 17 年度から事業を統一する。 新市において、中学校 1 校につき 1 名配置する。小学校(23 校)に全 5 名を配置する。	中学校 1 校につき 1 名配置する。 小学校(23 校)に全 5 名を配置する。	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
中学生海外派遣事業	未実施	オーストラリアマンリー市 期間 9日間 対象 中学3年生10名 補 助 生 徒 限度額38万円/人 引率教諭 全額補助	オーストラリアメルボルン市 期間 12 日間 対象 中学 3 年生 10 名 補 助 生 徒 1/2 補助 限度額20万円 引率教諭 全額補助	新市において事業を再編の上実施する。 応募者(中学3年生)の中から1校あたり4名を選抜引率教諭3名補助額は2分の1 限度額20万引率教諭は全額補助期間は10日間派遣先は新市において検討する。(支度料無)	期間は 10 日間 派遣先 カナダ(予定)	
幼稚園給食費補助		補助額 1ヶ月 992円上限 対象 町内幼稚園児 町外幼稚園就園児(祖父江町 在住)		平成 17 年度から廃止する。	平成 17 年度から廃止する。	
私立高校授業料補助	市民税非課税又は均等割のみの世帯 年額 10,000円 上記以外の世帯 年額 6,000円	補助額 年額 10,000円 所得制限なし	補助額 年額 10,000円 所得制限なし	平成 17 年度から稲沢市の制度 に統一する。	市民税非課税又は均等割のみの世帯 年額 10,000円 上記以外の世帯 年額 6,000円	学校教育課
学校給食 ・実施方法	単独調理方式	共同調理場方式	共同調理場方式	学校給食の実施方法について は、当面現行のとおりとする。	変更なし	
・給食費	小学校 230円/食中学校 260円/食	小学校 217円/食中学校 253円/食	小学校 2 1 5 円 / 食中学校 2 4 5 円 / 食	共同調理場については、給食費及 び献立を合併時に統一する。	単独校については変更なし。 共同調理場については 小学校 2 1 5 円 / 食 中学校 2 5 0 円 / 食 とする。	
情報教育用設備	小学校(14 校) コンピューター 既購入分 1,130 台 配置 パソコン教室 児童用 40台 教師用 1台 普通教室 2台 図書室 5台 校長室 1台 職員室 3~7台 保健室 1台	小学校(6校) コンピューター リース 246台 配置 パソコン教室 児童用40台 教師用 1台	小学校(3校) コンピューター リース 65台 配 置 パソコン教室 児童用20台 教師用 1台 特 殊 1台(2校)	新市において稲尺市と同等の整備水準となるよう調整する。	平成17年度から随時、稲沢市の方式において整備していく。	
	中学校(7校) コンピューター リース 287台 配置 パソコン教室 生徒用 40台 教師用 1台 普通客 2台 図書室 5台 校長室 1台 保健室 1台	中学校(1校) コンピューター リース 41台 配置 パソコン教室 生徒用 40台 教師用 1台	中学校(1 校) コンピューター リース 41 台 配 置 パソコン教室 生徒用 40 台 教師用 1 台			
社会教育団体	稲沢市文化協会	祖父江町文化協会	平和町文化協会	稲沢市の団体へ平成17年度から 統合する。	稲沢市文化協会	祖父江町・平和町の文化協会の加入クラブに、稲沢市
	稲沢市音楽協会	該当団体なし	該当団体なし	現行のとおり継続するものとす	稲沢市音楽協会	│文化協会・美術協会・音楽 │協会への加入を勧める。

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
				3.		
	稲沢市美術協会	該当団体なし	該当団体なし	現行のとおり継続するものとする。	稲沢市美術協会	
	稲沢市連合婦人会	祖父江町地域婦人グループ	該当団体なし	稲沢市の団体へ平成17年度から 統合する。	稲沢市連合婦人会	
	稲沢市PTA連絡協議会	祖父江町連合PTA	平和町連合PTA	稲沢市の団体へ平成17年度から 統合する。	稲沢市PTA連絡協議会	
	稲沢スカウト協議会	ボーイスカウト祖父江第 1 団	ボーイスカウト平和第 1 団	平成17年度から、祖父江町・平和町の補助制度は廃止する。	稲沢スカウト協議会	
7 th	いなざわ子どもセンター	中島郡子どもセンター協議会	中島郡子どもセンター協議会	稲沢市の団体へ平成17年度から 統合する。	いなざわ子どもセンター	
スポーツ団体	稲沢市体育協会	祖父江町体育協会	平和町体育協会	稲沢市の団体へ統合する。 祖父江町・平和町の協会所属の 種目ごとで、体育協会またはスポーツレクリエーション協会への 加入をすすめる。		祖父江町・平和町の体育協会の加入クラブに、稲沢市の体育協会、レク協会への加入を勧める。
	稲沢市スポーツレクリエーション協会	該当団体なし	該当団体なし	現行の通りとする。 祖父江町・平和町の関係団体につ いては統合する。	稲沢市スポーツレクリエーション協会	祖父江町は、少年少女スポー
	稲沢市スポーツ少年団本部	祖父江町スポーツ少年団別に少年少女スポーツ団体育成制金団体あり。	平和町スポーツ少年団	稲沢市の団体へ統合する。	稲沢市スポーツ少年団本部	ツ団体に、スポーツ少年団への加入を勧める。
社会教育施設	市民会館 開館時間 午前9時~午後9時30分 12月28日は、 午前9時~ 午後5時 休館日 毎月第4月曜日 奇数月第2月曜日 12月29日~1月3日 管理 公共施设管理協会に委託	該当なし	該当なし	現行のとおり継続し、運営するものとする。	現行のとおり実施	市民会館
社会教育施設	勤労福祉会館 開館時間 午前9時~午後9時 12月28日は、 午前9時~午後5時 休館日 12月29日~1月3日 管理 公共施設管理協会に委託	該当なし	該当なし	現行のとおり継続し、運営するものとする。	現行のとおり実施	勤労福祉会館
	働く婦人の家 開館時間 午前9時~午後9時 日曜日及び12月28日は、 午前9時~午後5時 休館日 月曜日、第2日曜日 12月29日~1月3日	該当なし	該当なし	現行のとおり継続し、運営する ものとする。	現行の通り実施	働く婦人の家

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	荻須記念美術館 開館時間 午前9時30分~午後5時 休館日 月曜日・祝日の翌日 12月29日~1月3日 はだか祭の日 観覧料 個人 団体 一般 310 (240)円 高大学生 210 (160)円 小中校生 50 (40)円 (市内の小中学生・身障者無料)	該当なし	該当なし	現行のとおり継続し、運営するものとする。	現行の通り実施	荻須記念美術館
	稲沢市立図書館 開館時間 1~4月、11~12月 午前10時~午後6時 5~6月、9~10月 午前9時30分~午後6時 7月~8月 午前9時~午後6時	祖父江町中央図書館開館時間午前 10 時~午後7時	平和町立図書館 開館時間 午前9時~午後5時	新市においても事業を継続する。 ただし平成17年度から開館時間及び休館日の統一をする。 開館日は、稲沢市の制度に統一し、開館時間を、午前10時から午後7時までとする。	稲沢市立祖父江の森図書館 稲沢市立平和町図書館 開館時間 午前 10 時~午後 7 時	県立図書館資料配本希望 については、合併後も各館 において受付を行う。
	休館日 ・月曜日(祝日の場合は翌日も休館) ・祝日(土・日のときを除く) ・館内整理日(10日以内) ・年末年始(12月29日~1月3日) ・はだか祭の日 ・特別整理期間(年10日以内)	休館日 ・月曜日 ・休日の翌日 ・館内整理日 ・年末年始 (12月28日~1月4日) ・特別整理期間(年15日間以内)	休館日 ・毎週月曜日 ・年末年始 (12月29日~1月3日) ・月末(土日除く) ・特別整理期間(年8日間以内)		休館日 ・月曜日(祝日の場合は翌日) ・休日の翌日 (土日の場合は除く) ・12月29日~1月3日 ・館内整理日(第1金曜日) ・特別整理期間(各館ごと、15日以内) 稲沢図書館のみ「はだか祭」の日は休館	
	貸出 1人10点まで (図書・雑誌)	貸出 1人 5点まで (図書・雑誌・AV資料の計5点、 その内ビデオまたはDVDは1人1 点まで)	貸出 1人 8点まで (図書・雑誌、うち、CDは1人1点)		貸出 1人 合計10点以内 (図書・雑誌等の10冊以内とし、 その内のAV資料は、カセットま たはCDの1点とビデオまたは DVDの1点の計2点までとす る。)	
	貸出期間 2週間以内	貸出期間 15日以内	貸出期間 2週間以内		貸出期間 2週間以内	

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
社会教育施設	稲沢市勤労青少年ホーム	祖父江町立勤労青少年ホーム	I .	現行のとおり継続し、運営する		各勤労青少年ホームにて受
社会教育施設	規	祖父江町立勤労青少年ホーム 開館時間 平日 午後1時~午後9時 日曜 午前9時~午後5時 休館日 月曜日・祝日、 12月28日~1月4日 受付 利用希望月を含む3ヶ月前から7日前まで 利用使用料は無料	該当なし	現行のとおり継続し、運営する ものとする。	名称 稲沢市立稲沢勤労青少年ホーム 稲沢市立祖父江町勤労青少年ホーム 開館時間 午前9時~午後9時	各勤労青少年ホームにて受付利用希望日の30日以内~7日前まで 稲沢市公民館使用料減免要綱の規定に認じ、活動団体として認定された団体は、1ヵ月に2回、使用料を減
	利小人(中学生以下) 50 50 50 50 市内在住在勤の 30 歳未満勤労者の利用は無料 該当なし	祖父江町郷土資料館 開館時間 午前9時~午後4時30分 休館日 月曜日、祝日、 12月28日~1月4日 希望により開館する。(無料) 特別展 年1回	該当なし	現行のとおり継続し、運営するものとする。	軽運動室 300 400 400   400	郷土資料館又は祖父江町勤労青少年ホーム
	該当なし	該当なし	平和町農村環境改善センター開館時間 午前9時~午後9時休館日 祝日 12月29日~1月3日 受付 利用希望月の2ヶ月前から3日前迄 料金表 使用料 使用料 日本	会併時までに管理運営方法を調整し、減免制度は、稲沢市の制度とする。	稲沢市立平和町農村環境改善センター開館時間 午前9時~午後9時但し、日曜日及び12月28日は午前9時~午後5時休館日 12月29日~1月3日第4月曜日    区分   9時~12時   13時~17時   18時~21時   18時~21時   13時~17時   18時~21時   18時~21時   18日至   12日至   13日至   1	利用希望月の3ヶ月前の1日から (1ヶ月単位) 稲沢市市公民館 使用 神 での 規と は の 規と は でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 である。

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
行政サービス スポーツ施設 体育館	稲沢市総合体育館 アリーナ 武道場 トレーニング・サケン室 開館時間 午前9時~午後9時 12月28日は、 午前9時~午後5時 休館日 12月29日~1月3日 受付 利用申請手続:利用しようと する日前6ヶ月以内~7日前まで 料金表	現祖父江町総合体育館 体育館(パレーポール等2面) 柔剣道場(柔道1面、剣道1面) トレーニンク゚ルーム 開館時間 午前9時~午後9時 休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日) 12月28日~1月4日 受付 利用申請手続:利用しようとする日の90日前から1日前 料金表 「中華」(2,400円 3,200円 (表のの円) 目間のみ(メリカー) (大川県間(スのの) (大川県間の人) (大川県間の人) (大川県間の) (大川県町の)	平和町総合体育館 体育室(バレーボール等2面) 小体育室(卓球ほか) 武道室(柔道1面、剣道1面) 開館時間 午前9時~午後9時 休館日 月曜日 12月29日~1月3日  受付 利用希望月の前月1日前  料金表	現行どおりで実施し、管理運営方法は、調整する。優先予約、減免制度は、稲沢市の制度とする。	稲沢市総合体育館	利用を希望する体育館へ し込む。 稲沢市総合体育館 受付期間 利用しようとする日 6ヶ月以内~7日前 祖父江町・平和町体育館 受付
・テニスコート	市内体育協会が主催する競技大会市その他市の執行機関が後援して使用するとき 1/2 減免  市民テニスコート 施設 5面 クレーコート開場時間 午前8時~午後5時休館日 12月29日~1月3日抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日)使用料 1面 2時間 210円  奥田公園テニスコート 施設 8面ハードコート開場時間	テニスコート(祖父江の森内) 施設 オムニコート4面 開場時間 午前9時~午後9時 休場日 月曜日(月曜日が祝日の場 合は、翌日) 祝日の翌日 12月28日~1月4日 受付 利用希望日の30日前から 当日 使用料 1面2時間 400円 照明使用料1面1時間 400円 減免・教育委員会、体育協会が使 用の場合全額。中学生以下、高齢 者、心身障害者の方は1/2	少年団等の「補助団体」が利用するとき(大人 1/2、小中学生 2/3)  テニスコート(六輪グランド) 施設 ハードコート2面(全天候型)開場時間 午前6時~午後6時 休館日 毎週月曜日 12月29日~1月3日  受付 利用希望日の30日前  使用料 1面2時間 200円 減免・・町民で組織されたグループ・団体が利用するとき(全額)	現行どおりで実施し、管理運営方法は、調整する。減免制度は、稲沢市の制度とする。  奥田公園テニスコート現行のとおり継続し、運営するものとする。	稲沢市民テニスコート・奥田公園 テニスコートは変更なし。 祖父江の森テニスコート 開場時間 午前9時~午後9時 3年後に見直し予定。 休場日 月曜日(月曜日が祝日の 場合は、翌日) 12月29日~1月3日 使用料 変更なし 六輪テニスコート 開場時間午前8時~午後5時 休館日 月曜日(月曜日が祝日の 場合は、翌日) 12月29日~1月3日	受付場所 祖父江の森温水プール 受付 毎月第3水曜日の翌日 (1ヶ月毎)
・グランド	開場時間 4月~10月(午前8時~午後9時まで) 11月~3月(午前8時~午後5時まで) 休館日 12月29日~1月3日 受付 毎月/第3水曜日の翌日 4人以上の葉書登録団体は葉書 による抽選(毎月10日) 管理 都市計画課 使用料 昼間 1面2時間 420円 夜間1面2時間 1,260円 (夜間は4/1~10/31) 施設受付業務 スポーツ課 稲沢市陸上競技場 開場時間 午前8時~午後5時 休場日 12月29日~1月3日		須ヶ谷グランド 開場時間 日の出~日没 休場日 月曜日(月曜日が祝日の	稲沢 現行のとおり継続し、運営するも	使用料 変更なし 減免(祖父江・六輪とも) 市、その他市の執行機関が利用 市内小中学校が連合して利用 市内体育協会が主催する競技大会 市体育協会及びその他市の執行機関が認定するスポーツ団体の加盟団体が主催する競技大会・・1/2 減免 稲沢グランド・・変更なし 祖父江の森多目的運動場	毎月第 3 水曜日の翌日 ヶ月毎) 稲沢・変更なし 祖父江の森多目的運動場

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日)	場合は、翌日)	場合は、翌日)		開場時間 午前9時~午後9時	受付場所
	翌日から一般受付	祝日の翌日	12月29日~1月3日	祖父江・平和	3年後に見直し予定。	祖父江の森温水プール
	使用料	12月28日~1月4日		合併時までに管理運営方法を調	休場日 月曜日(月曜日が祝日の	受 付
	個人利用 大人 100円	受付 利用希望日の 90 日前~10	受付 毎月第3水曜日の翌日(前	整し、減免制度は、稲沢市の制度	場合は、翌日)	抽選会/3ヶ月毎
	小中 50 円	日前	月)	とする。	祝日の翌日	(第3水曜日)
	専用利用 2時間 1,470円	使用料 運動場 1時間 700円	使用料 午前500円		12月29日~1月3日	翌日から一般受付
	稲沢市民球場	照明 1 時間 2,000 円	午後500円		抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日)	
	開場時間	会議室 1 時間 300 円	減免・町民で組織されたグルー		翌日から一般受付	
	4月~10月午前8時~午後9時	減免・教育委員会、体育協会が			使用料 変更なし	
	11月~3月午前8時~午後5時	使用の場合全額。中学生以下、高齢				
	休場日 12月29日~1月3日	者、心身障害者の方は 1/2	六輪グランド		減免	
	抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日)		開場時間日の出~日没		市、その他市の執行機関が利用	
	翌日から一般受付使		休場日 月曜日(月曜日が祝日の		市内小中学校が連合して利用	
	用料 昼間 2時間 1,470円		場合は、翌日)		市内体育協会が主催する競技大会	
	夜間 2時間 9,870円		12月29日~1月3日		市体育協会及びその他市の執行	
	ナイター期間 4月1日~10月31日				機関が認定するスポーツ団体の加盟	
	稲沢市福島野球場		受付 毎月第3水曜日の翌日(前		団体が主催する競技大会・・1/2	
	開場時間		月)		(酒,公 → ★ / = > . I *	
	4月~10月午前8時~午後9時		使用料 午前500円		須ヶ谷・六輪グランド   18世間 佐笠 20時 佐悠 5 時	   須ヶ谷・六輪グランド
	11月~3月午前8時~午後5時		午後500円		開場時間 午前8時~午後5時 休場日 変更なし	受付場所
	休場日 12月29日~1月3日 # 250 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21		減免・・町民で組織されたグループ・団体が利用するとき(今頭)			平和町体育館
	抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日)		プ・団体が利用するとき(全額)		抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日) 翌日から一般受付	受付
	翌日から一般受付				・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	へ   3   抽選会/3ヶ月毎
	使用料 昼間 2 時間 730 円 夜間 2 時間 7,030 円				政用料 支更なり   減免	(第3水曜日)
	大作 期間 4月1日~10月31日				市、その他市の執行機関が利用	翌日から一般受付
					市内小中学校が連合して利用	
	   稲沢市西島運動広場				市内体育協会が主催する競技大会	
	開場時間 午前8時~午後6時				市体育協会及びその他市の執行機	
	休場日 12月29日~1月3日				関が認定するスポーツ団体の加盟団	
	抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日)				体が主催する競技大会・・1/2 減免	
	翌日から一般受付				1770 - 1770 - 1770	
	使用料 無料					
	IX/IIII MATI					
	1号遊水地運動広場					
	開場時間 午前8時~午後6時					
	休場日 12月29日~1月3日					
	抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日)					
	翌日から一般受付					
	使用料 無料					
	県施設(受付 スポーツ課)					
	浄化センター運動広場					
	開場時間					
	4月~10月午前8時~午後9時					
	11月~3月午前8時~午後6時					
	ナイターは午後7時~午後9時					
	休場日 12月29日~1月3日					
	抽選会 3ヶ月毎(第3水曜日)					
	翌日から一般受付使					
	用料 昼間 無料					
	ナイター(2H)4,200円					
	県施設(受付 スポーツ課)					
・グランド	都市公園運動広場	国営木曽三川公園ワイルドネイチャープラザ		現行のとおり継続し、運営するも	現行のとおり実施	運動広場
	開場時間 午前8時~午後6時	祖父江ワイルドネイチャー緑地		のとする。		受付 スポーツ課
	休場日 12月29日~1月3日	野球場2面				ワイルドネイチャー緑地

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	抽選会 3ヶ月毎(第水曜日の翌日) 翌日から一般受付 使用料 無料 4公園及び込野農村広場 利用 登録団体のみ利用 主管課 都市計画課 受付業務 スポーツ課+	ソフトボール場3面 休場日 12月29日~1月3日 受付 利用する日の90日前から 1日前 使用料 無料 主管課 都市整備課 受付業務 生涯学習課				受付場所 祖父江町体育館 受付 抽選会/3ヶ月毎 (第3水曜日) 翌日から一般受付
・プール	市営プール ・井之口プール ・治郎丸プール ・明治プール ・明治プール ・千代田プール 開場期間 7月1日~8月31日 開場時間 午前9時~午後5時 但し、7月1日~19日迄の 月~金は午後1時~5時 入場料 無料		平和町営プール 開場期間 7月1日~8月31日 開場時間 月~金 午後1時~午後5時 土·日 午前9時~午後5時 入場料 無料 管理 管理業務委託	稲沢市の制度で実施する。	市営プール 開場期間 7月1日~8月31日 開場時間 午前9時~午後5時 但し、7月1日~20日迄の 月~金は午後1時~5時 入場料 無料	
	学校開放プール ・稲沢北小学校 ・稲沢西小学校 ・高御堂小学校 ・大塚小学校 ・大塚小学校 の学校プールを開放 期間 7月21日~8月30日 時間 午前9時~午後5時			現行どおりで実施する。	学校プール・・変更なし	
		祖父江町温水プール 開館時間 火~金曜日 午後1時~午後8時 土・日曜日及び祝日 午前10時~午後8時 休館日 月曜日(月曜日が祝日の 場合は、翌日) 祝日の翌日 12月28日~1月4日 入場料 大人(高校以上):1人1回400円 小人(3年生以下:無料大人の付添炒) 回数使用料(15回) 大人:4,000円 小人:2,000円 団体使用料(20人以上) 大人:1人1回250円 小人:1人1回100円 *高齢者(満66歳以上の者)は大人の半額 *心身障害者(証明書)及び付添看護者は、大人の半額。		現行どおり実施する。 ただし、回数券の見直しをする。 15回券 12回券	祖父江の森温水プール開館時間・変更なし保館日月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日) 祝日の翌日 12月29日~1月3日入場料・回数券を15回券から12回券に見直しをする。・団体使用料については廃止その他については従前通り	祖父江の森温水プール
学校施設開放	開放校 稲沢高校:グランド 稲沢東高校:グランド 平和高校:グランド 稲沢中学校:グランド、体育館 ナイター照明施設 明治中学校:グランド、体育館	開放校 祖父江高等学校:グランド、体育館 祖父江中学校:グランド、体育館 テニスコート ナイター照明施設 祖父江小学校:体育館、グランド 山崎小学校:体育館	開放校 平和中学校:グランド テニスコート 体育館 ナイター照明施設 六輪小学校:体育館	管理運営を稲沢市の方法に統一する。 「利用期間・利用時間、使用料を統一する。」 体育館 午前 500円 午後 500円	基本的に全小中高学校を開放する。 (種目によって開放できない競技有 リ) 山崎小学校 : グランド 領内小学校 : グランド 丸甲小学校 : グランド 牧川小学校 : グランド・体育館	受付場所 スポーツ課 ・総合体育館 ・祖父江町体育館 ・平和町体育館 受付 毎月第3水曜日の翌日

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
	千代田中学校:グランド、体育館	領内小学校 : 体育館		夜間 1,000 円	長岡小学校 : グランド	(1ヶ月毎)
	大里中学校:グランド、体育館	丸甲小学校 ∶体育館		運動場	法立小学校 : グランド・体育館	
	ナイター照明施設	長岡小学校 :体育館		夜間 4,200 円	六輪小学校 : グランド	平和高校については平
	治郎丸中学校:グランド、体育館			テニスコート	三宅小学校 : グランド・体育館	成 18 年度までとする。
	稲沢西中学校:グランド、体育館			夜間800円	を追加	
	大里東中学校:グランド、体育館	開場時間	開場時間			
	稲沢東小学校:グランド、体育館	土·日·祝	土·日·祝		開場時間	
	稲沢西小学校:グランド、体育館	グランド 日の出~日没	グランド 日の出~午後9時		土·日·祝	
	清水小学校:グランド、体育館	小学校体育館	体育館 午前9時~午後9時		グランド 午前9時~午後9時	
	片原一色小学校:グランド、体育館	午前8時~午後9時30分	月~金曜日		午前 9 時 ~ 12 時	
	国分小学校:グランド、体育館	中学校体育館(土除く)	体育館 午後6時~午後9時		午後1時~6時	
	千代田小学校:グランド、体育館	午前8時~午後9時30分	ナイター		体育館 午前9時~午後9時	
	坂田小学校:グランド、体育館	月~金曜日	期間 5月~10月		午前 9 時 ~ 12 時	
	大里西小学校:グランド、体育館	小学校体育館	午後6時~午後9時		午後1時~5時	
	大里東小学校:グランド、体育館	午後6時~午後9時30分			夜間6時~9時	
	下津小学校:グランド、体育館	中学校体育館(土含む)	休館日 12 月 29 日~1 月 3 日		月~金曜日	
	大塚小学校:グランド、体育館	午後6時30分~午後9時30分				
	祝沢北小学校:グランド、体育館	1 PC and occord   1 PC and occord	   受付 第3水曜日の翌日		ナイター(グランド・テニスコート)	
	高御堂小学校:グランド、体育館	ナイター(祖父江中)	VII VIONIETINATI		4月~10月 午後7時~9時	
	小正小学校:グランド、体育館	- 5.6.10 月及び 9 月の平・祝日	使用料		11月~翌3月午後6時~8時	
	小正小子校・グランド、体育時   開場時間	19:00~21:00	体育館 午前 9 時 ~ 12 時 520 円			
		7.8月の平・祝日	午後 1 時~5 時 520 円		│ │休場日 12月28日~1月4日	
	-	19:30~21:30	午後 1 時~ 3 時 320 円 午後 5 時~ 9 時 1,030 円			
	体育館 午前9時~午後9時	7.8.9 月の日曜日	グラウンド昼間 無料(平中のみ)		   使用料	
			,			
	月~金曜日	18:30 ~ 21:30	体育館電気使用料(昼間) 無料		体育館	
	体育館 午後6時~午後9時	<b> </b>	ナイター だことが ロー・40日		午前 500 円	
	ナイター(稲沢・大里中)	休館日 12月28日~1月4日	グランド(5月~10月)		午後 500円	
	4~10月午後7時~9時		19 時~21 時 3,090 円		夜間 1,000円	
	11~3月 午後6時~8時	受付 毎月 25 日までに利用受付	18 時 ~ 21 時 4,635 円		電気料 昼間 1 時間 200円	
	休館日   12 月 28 日 ~ 1 月 4 日	A	テニスコート(5月~10月)		ナイター	
	受付	使用料	19 時 ~ 21 時 520 円		2 時間 4,200 円	
	体育館・グランド(昼)		18 時~21 時 780 円		テニスコート	
	抽選会/毎月第3水曜日の翌日	グラウンド昼間 無料			2 時間 800 円	
	グランド(ナイター)	体育館電気使用料 無料	学校施設開放登録団体のみ利用可			
	抽選会/3ヶ月毎(第3水曜日)	ナイター			学校施設利用団体登録が必要	
	使用料	グランド			減免	
	体育館	2,000 円(1 時間)			地区体育振興会主催の競技大会	
	昼間 3 時間 310 円	•			地区体育振興会主催のスポーツ普及	
	昼間 3時間を超え6時間以内 630円	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			目的行事:1/2	
	昼間 6時間を超え9時間以内940円	テニスコート				
	夜間 18 時~21 時 940 円					
	電気代(昼間) 1時間 210円	(1時間を越える時は、30分毎に				
	グランド	200円加算)				
	午前9時~午後6時までは無料	学校開放登録チームのみ利用可				
	ナイター 4,200円(2時間)					
生涯学習講座						
・社会教育講座	成人教育講座等	成人教育講座等	講座・教室		今まで実施してきた講座について	受付 生涯学習課
	成人大学	趣味講座18種目	趣味講座		地域を考慮し、新市において生涯学	
	・教養講座	学習講座			習人口の底上げを目指し、魅力ある	
	・専門講座				講座を開設する。	
	日本語講座	盆踊り講習会				
	民踊講習会	福寿大学(高齢者)6会場	寿大学(高齢者)			
	高齢者教室(3会場)	パソコン講習	IT講習			
	,	子ども教室	子ども教室			
	青少年教養講座					
	132 13000000					
					1	İ

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・スポーツ教室	スポーツ教室 親子ふれあいスポーツ教室 スポーツ救急法講習会 少年すもう教室 水泳教室 中高年のための健康体操教室 ダンベル&チューブ体操 参加料 200円/日 (相撲のみ100円)	スポーツ傷害保険加入) スポーツの 本学を の の の の の の の の の の の の の	スポーツ教室 いき健康づくり教室 シニアスポーツ教室 レディース教室 初心者アニス教室 初心者バドミン教室 初心者がドラン教室 である。 のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、1000円のでは、			受付、スポーツ課
・図書館事業	お話しの会音声訳ボランティア養成講座声の図書作成講座お楽しみ会本の読み聞かせボランティア養成講座古本古雑誌の無料配布	子ども映画会おはなし会文芸映画会おはなし講座中央図書館講演会おはなし講演会・計画を書います。	おはなし会一日司書体験古本市(雑誌無料配布)		図書館共通(3館) ・おはなしの会 ・古本古雑誌の無料配布 稲沢図書館 ・音声訳ボランティア養成講座 ・声の図書作成講座 ・お楽しみ会 ・本の読み聞かせボランティア養成講座 祖父江の森図書館 ・おはなるし講座 ・朗読講座 ・朗読書座 ・朗演会 ・映明図書館 ・中町図書館 ・一日司書体験 夏休み期間中 その他講座開催	受付各図書館
・美術館事業	市民展 絵になる町児童生徒絵画展 特別展 美術講座				これまで開催してきた展覧会及び講 座、作品募集を美術文化の向上を目 指し、新市において実施する。	
生涯学習関連イベント ・成人式	日時 1月の第2日曜日 午前9時40分 会場 市民会館大ホール 内容 式典・スライド映写・ 記念品 市長と新成人と語る会 新成人となる青年代表が、市長を 囲み今後の抱負や市政に対する要 望、将来の提言等		日時 1月の第2月曜日 午前10時から 会場 役場2階大会議室 内容 式典・記念品・記念写真 談話室開放	平成 17 年度から、稲沢市の方法で実施する 期日 第2日曜日 (祝日の前日) 場所 市民会館 対象人数 1,700人 方法 2回実施 (午前・午後)	協定項目に同じ	新成人には、封書にて通知

行政サービス	現稲沢市	現祖父江町	現平和町	協定項目内容	合併後	受付場所等
・体育祭	地区運動会 体育振興会、まちづくり推進協議会 が運営。	町民体育祭 毎年 10 月第 2 日曜日 予備日翌日曜日 場所 祖父江中学校グラウンド	町民体育祭 毎年 10 月第 1 日曜日 予備日 翌日曜日 場所 平和中学校グラウンド	祖父江町・平和町の町民体育祭は、早急に住民組織の育成を図り、稲沢市の方法で開催する。	体育振興会の設置を含め、新市にお いて実施できるよう、進めていく。	
・文化イベント	芸術祭 茶会 音楽祭 文化グループ発表会 名作映画会	文化祭 郷土民謡盆おどり (歌謡ショウ、盆おどり、花火)	文化発表 (作品展示、芸能発表、生け花、茶 席など)	稲沢市で開催しているイベント を主体に実施する。 祖父江町の郷土民謡盆おどりは、 住民組織の育成を図り、組織で運 営を行えるよう調整する。	協定項目に同じ 祖父江町の郷土民謡盆おどりは、地 区まちづくり推進協議会の設置を含 め、新市において実施できるように 進めていく。	
・スポーツ大会	いなざわシティマラソン 4 種目 (10km・3km・2.5km・ジョギング) 市民体育大会 17 種目 青年体育大会派遣	祖父江ふれあいマラソン大会 3種目(5km・3km・2km) マイタウンソブエウォークラリー 町民体育大会(町主催)春季大会 町民体育大会(体育協会主催)秋季大	町民体育大会(12 種目) グランウンドゴルフ大会 ジョギング・ウォーキング大会	原則として稲沢市の例により調整する。	協定項目に同じ	